

いきいきふつつ障がい者プラン

第 7 期障害福祉計画(第 3 期障害児福祉計画)

【令和 6 年度(2024 年度)～令和 8 年度(2026 年度)】

【素案】

令和 5 年(2023 年)11 月時点

富津市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 計画の策定の体制と方法.....	5
(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議	5
(2) 「いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会」(庁内)による検討	5
(3) 福祉に関するアンケート調査の実施	6
(4) 事業所アンケート調査の実施.....	7
(5) パブリックコメント	7
第2章 富津市の障がい福祉を巡る現状	8
1. 富津市人口・世帯の動向	8
(1) 人口の推移	8
(2) 世帯数と平均世帯人員の推移の推移	9
2. 障がい者人口等の概況	10
(1) 障がい者手帳所持者数の状況.....	10
(2) 医療費受給者証所持者数の概況	13
(3) 障がい児の状況	14
(4) 障害支援区分認定者の状況	16
3. 福祉に関するアンケート調査結果からみた重要な課題	18
(1) 将来の暮らしの希望	18
(2) 外出環境や社会参加	19
(3) 就労ニーズへの対応	20
(4) 障がい児への支援	21
(5) 相談支援の充実	23
(6) 障がいへの理解の促進	24
(7) 障害福祉サービスへのニーズ	24
(8) 災害時の対応	25

(9) 支援者への支援	26
4. 事業所アンケート調査における意見と提案.....	28
(1) 障害福祉サービス等の提供体制の整備について	28
(2) 障害福祉サービス等の質の向上について.....	28
(3) 連携体制の強化について.....	28
(4) 相談支援体制の充実について	29
(5) 事業所の安定的な運営について	29
第3章 基本理念と施策体系	30
1. 基本理念	30
2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進	31
3. 施策の体系	32
第4章 施策の展開.....	34
1. 成果目標と活動指標	34
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	34
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
(3) 地域生活支援拠点の充実.....	38
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	40
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	42
(6) 相談支援体制の充実・強化等	44
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	46
(8) 発達障がい者等に対する支援.....	48
2. 重点施策	49
(1) 居宅サービスの体制整備	49
(2) チャレンジドオフィスの実施・運用	50
(3) 本人の視点を重視した支援の展開(自発的活動支援事業)	51
(4) 相談支援体制の強化によるひきこもり対策	52
(5) 理解促進研修・啓発事業の強化	52
3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画と展開方策	54
(1) 訪問系サービス	54
(2) 日中活動系サービス	57

(3) 居住系サービス	62
(4) 計画相談支援、地域相談支援	64
(5) 障害児通所支援、障害児相談支援	66
4. 地域生活支援事業の今期計画と展開方策	69
(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	69
(2) 相談支援事業	70
(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	72
(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	74
(5) 日常生活用具給付等事業	75
(6) 移動支援事業	77
(7) 地域活動支援センター事業	78
(8) 任意事業	80
第5章 計画の推進体制と進行管理	83
1. 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進	83
2. 庁内関係部署の連携強化	84
3. 国や県、君津地域4市との連携	84
4. 計画の達成状況の点検及び評価	85
資料編	87
1. 富津市障害者総合支援協議会設置要綱	89
2. 富津市障害者総合支援協議会委員名簿	92
3. いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会設置要綱	93
4. いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会委員名簿	94
5. 計画策定の経過	95
6. 用語解説	97

本計画書における表記等について

■Uni-Voice コードの表記について

本計画書では、視覚障がいのある方のために、文章などの文字情報をバーコード化し、スマートフォンを通じて音声を聞けるようにする「Uni-Voice コード」をページ下部に記載しています。

■「障害」と「障がい」について

「障害」という表記について、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記します。

■計画値等の単位について

本計画書に記載している目標値やサービス計画値等の単位の意味は次のとおりです。

「人/年」…1年間当たりの実利用者数等の人数を表します。

「人/月」…1か月間当たりの実利用者数等の人数を表します。

「回/年」…1年間当たりの実施回数又は開催回数を表します。

「件/年」…1年間当たりの利用件数又は実施件数を表します。

「日/月」…1か月間当たりのサービス利用延べ日数を表します。

「時間/月」…1か月間当たりのサービス利用延べ時間を表します。

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I. 計画策定の趣旨

社会の多様化が進む中、「障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指す」といったノーマライゼーションの考え方方が社会に浸透するとともに、わが国における障がい福祉政策は大きく発展してきました。さらに、近年では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」(厚生労働省)という地域共生社会を構築するとの理念のもと、障がい福祉のあり方もまた一步進化を遂げようとしています。

本市では、平成12年(2000年)3月に「ふれあいふつつ障害者プラン」を策定し、障がいのある人が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んできました。また、平成18年度(2006年度)に施行された障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づき、平成19年(2007年)3月にはふれあいふつつ障害者プランを発展させた「いきいきふつつ障害福祉プラン」(第Ⅰ期障害福祉計画)を策定し、同法に基づく新体系サービスへの移行を促進しながら新たな制度の普及に取り組み、以降、社会の状況や法改正、障がいのある人のニーズの変化等に対応するために、定期的に計画を見直しながら、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

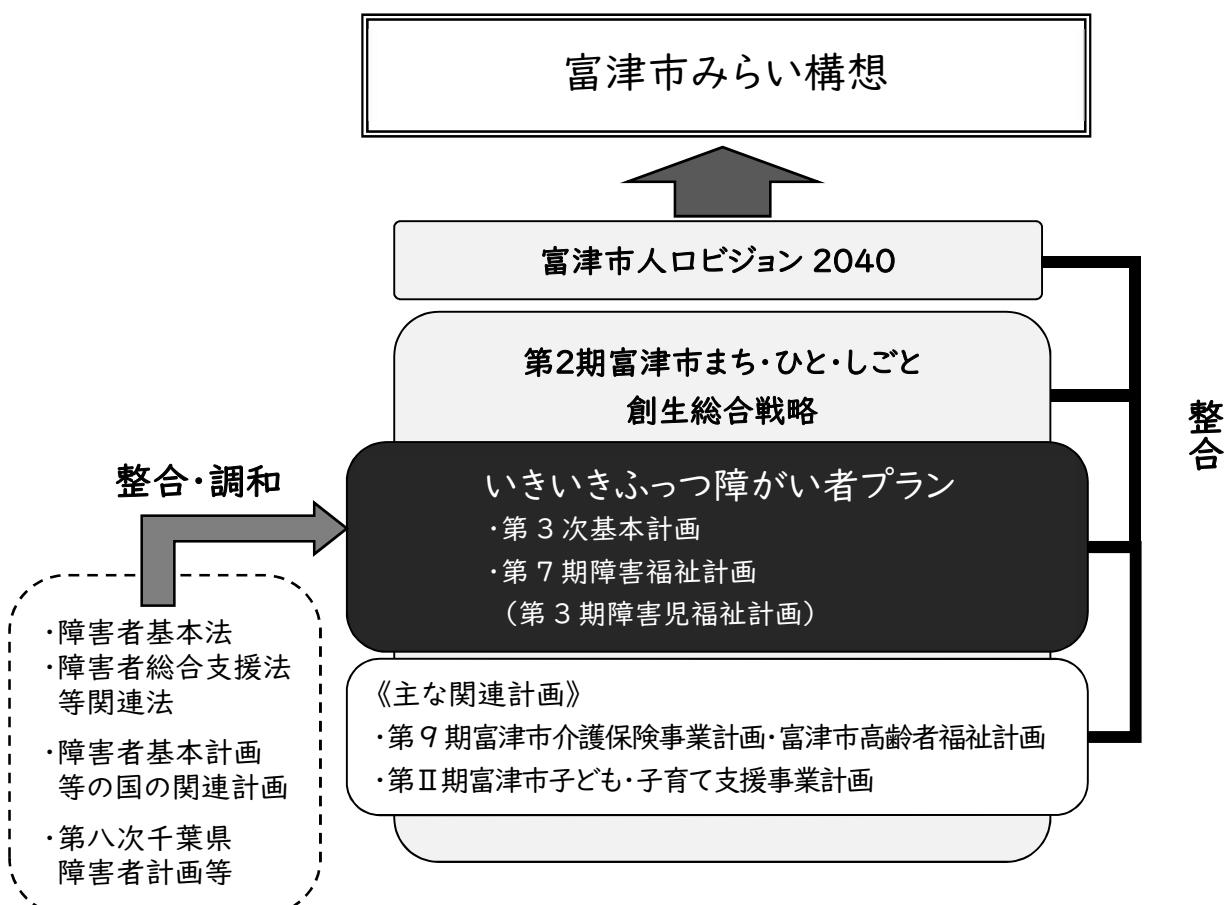
「いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)」(以下、「いきいきふつつ障がい者プラン」といいます。)は、「いきいきふつつ障がい者プラン第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」(以下、「前期計画」といいます。)の計画期間の終了に伴い、その成果を更に発展・深化させるために策定するものです。

前期計画の取り組みや実績を評価・検証し、また、国の動向や地域共生社会の実現を見据え、令和8年度(2026年度)までの取り組むべき施策や目標を定めるとともに、将来の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保・整備のために、各年度の障害福祉サービス・障害児福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量などを推計しています。

2. 計画の位置づけ

いきいきふつつ障がい者プランは、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20条第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、「いきいきふつつ障がい者プラン 第3次基本計画」に基づき、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本指針」といいます。)を踏まえるとともに、本市の目指す将来像の実現に向けた取り組みを示す「富津市みらい構想」や本市における優先計画である「富津市人口ビジョン2040」、「第2期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画」やいきいきふつつ障がい者プランと並行して策定が進められた「第八次千葉県障害者計画」及び「第9期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」等、他の関連する計画と整合を図りながら策定しています。



なお、近年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取り組みが進められています。SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標で、それらを達成するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

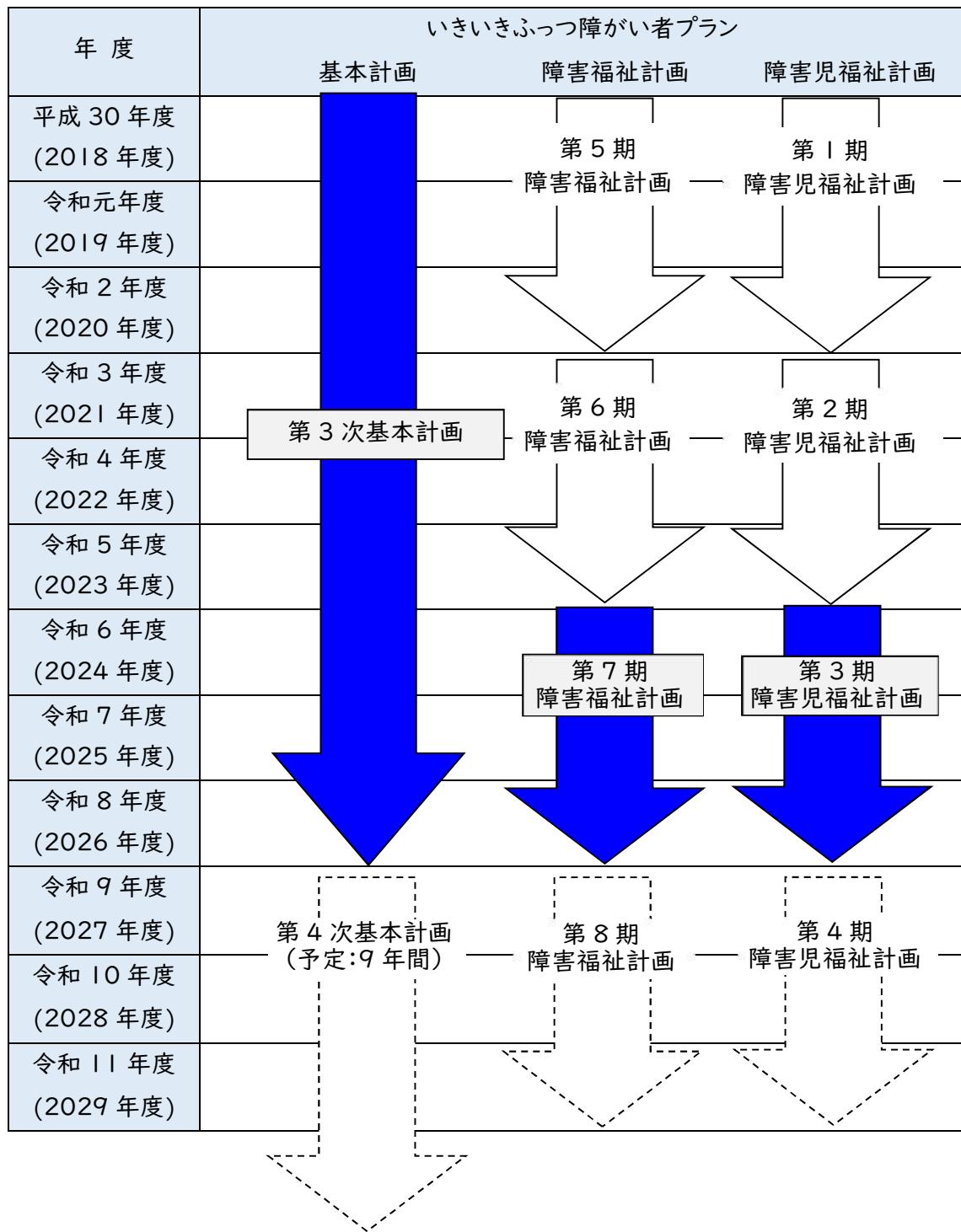
国においても SDGsの目標達成に向けた取り組みを進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定に当たり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

SDGs の目標は、障がいのある人を含めた「誰一人残さない」ことであり、17 の目標のうち、4 つの目標（下記）は本計画の取り組みにも通じるものがあることから、本計画の各施策の推進を通じて SDGs の達成に貢献していくものとします。



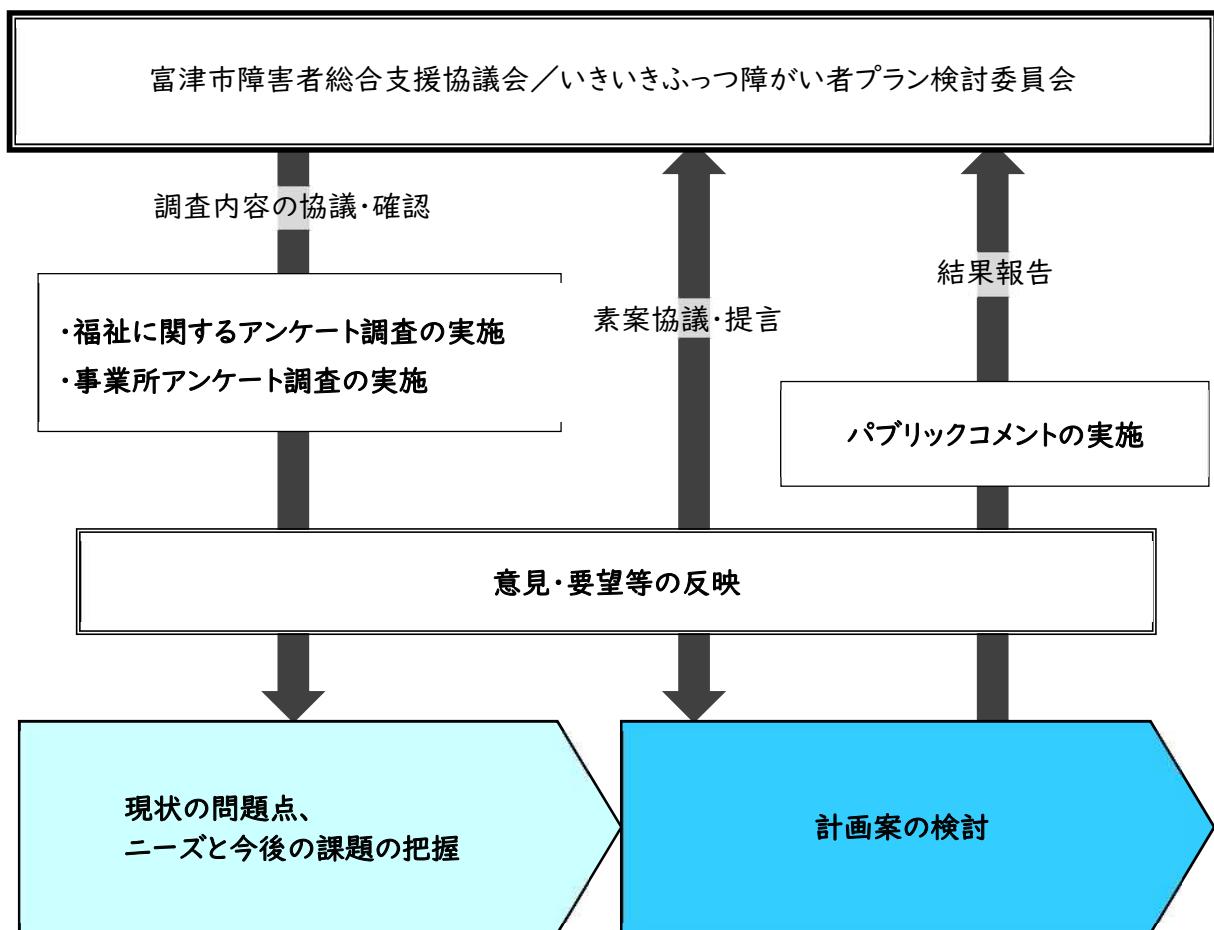
3. 計画期間

いきいきふつつ障がい者プランの計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間とします。計画期間中においても国の制度改正があった場合や、社会情勢の大きな変化等がみられる場合には適宜見直しを行うこととします。



4. 計画の策定の体制と方法

いきいきふつつ障がい者プランの策定にあたっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がいのある人やその家族をはじめ、広く市民各層及び障害福祉・障害児福祉サービス事業所等、関係各方面の意見の反映に努めるため、以下のような市民・関係者参画の手法を取り入れます。



(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議

障がい者団体関係者や保健・医療・福祉等、関連各分野の関係者、学識経験者などで構成される「富津市障害者総合支援協議会」において協議を行います。

(2) 「いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会」(府内)による検討

府内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会」を設置し、施策の調整、計画案等の検討を行います。

(3) 福祉に関するアンケート調査の実施

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある人を対象として「福祉に関するアンケート調査」を実施し、その結果をいきいきふつ障がい者プランに反映させました。アンケート調査の概要は次のとおりです。

①調査対象

「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給認定受給者証所持者（以下、「精神障害者保健福祉手帳等所持者」といいます。）」、「障害児通所支援受給者証所持者」の中から、無作為に抽出した市民、合計1,500人を調査対象に選びました。内訳は、身体障害者手帳所持者750人、療育手帳所持者300人、精神障害者保健福祉手帳等所持者400人、障害児通所支援受給者証所持者50人となっています。

②調査方法と調査期間

アンケート調査は、郵送による配布・回収により実施しています。調査期間は、令和5年（2023年）8月4日から8月27日までの24日間です。

③回収結果

アンケートの回収票数は合計744票で、回収率は49.6%となっています。また、内訳は以下のとおりとなっています。

【アンケート調査対象者】

種別	発送数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	750票	380票	50.7%
療育手帳所持者	300票	171票	57.0%
精神障害者保健福祉手帳等所持者	400票	172票	43.0%
障害児通所支援受給者証所持者	50票	21票	42.0%
合計	1,500票	744票	49.6%

(4) 事業所アンケート調査の実施

障害福祉サービスの充実及び計画的な推進を図るため、障害福祉サービス事業所に対して、活動状況や課題、前期計画の評価及びいきいきふつつ障がい者プランへの要望等に関するアンケート調査（以下、「事業所アンケート調査」といいます。）を実施し、その意見や提案内容をいきいきふつつ障がい者プランに反映させました。

事業所アンケート調査の概要は次のとおりです。

①調査対象・調査方法

市内で活動する計43の事業所に対し、電子メールによる配布・回収により実施しています。

②調査期間

調査期間は、令和5年（2023年）9月26日から10月13日までの18日間です。

③回収結果

事業所アンケート調査は、43票発送しました。

有効回収票数は合計29票で、回収率は67.4%となっています。

(5) パブリックコメント

計画への意見を広く市民等から募るため、令和6年（2024年）●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施する予定としています。

第2章 富津市の障がい福祉を巡る現状

I. 富津市人口・世帯の動向

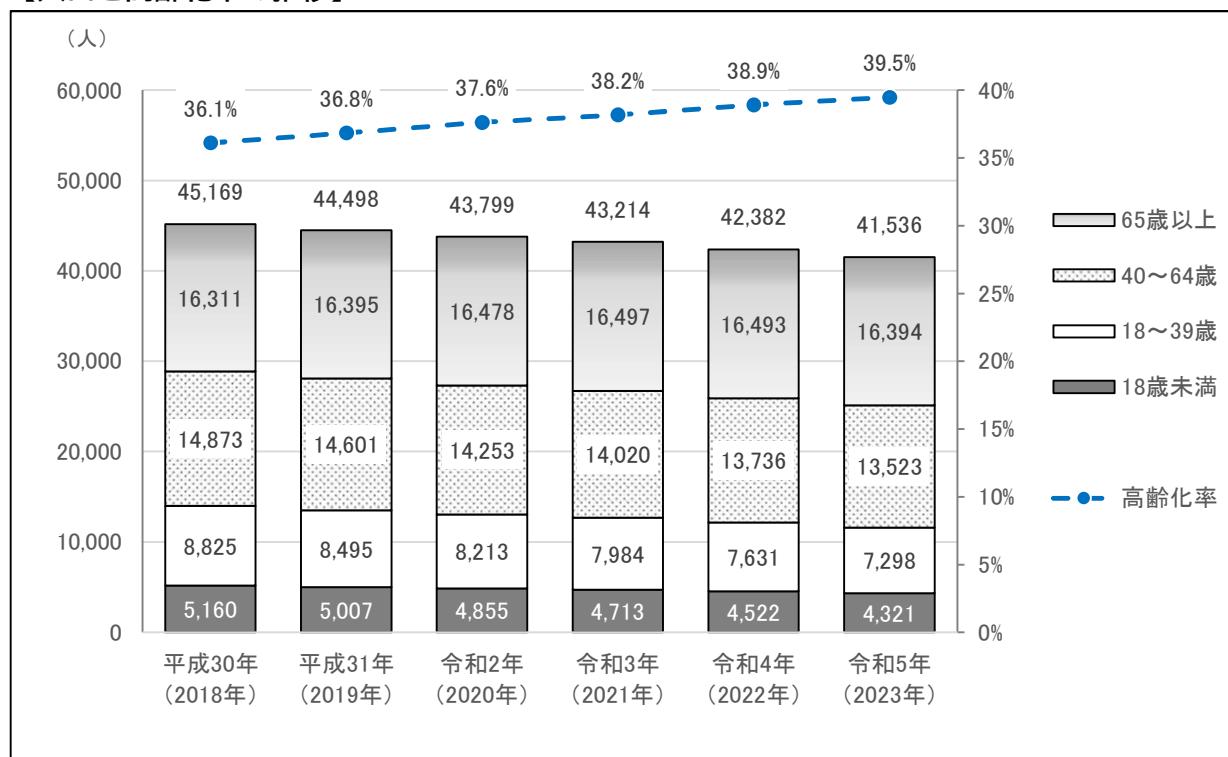
(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和 60 年(1985 年)の 56,777 人(国勢調査)をピークに減少に転じています。

最近では、前年比 1%台半ばの比率で減少してきましたが、令和 5 年(2023 年)は前年比 2.0% 減の 41,536 人と、減少スピードも徐々に上がっています。

年齢階層別にみても、65 歳未満の各区分については一貫して減少して推移しており、また、65 歳以上の高齢者人口についても令和 4 年(2022 年)から減少に転じています。一方で、総人口の減少に伴い高齢化率は上昇を続けており、令和 5 年(2023 年)では 40% 台が目前となるなど少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

【人口と高齢化率の推移】



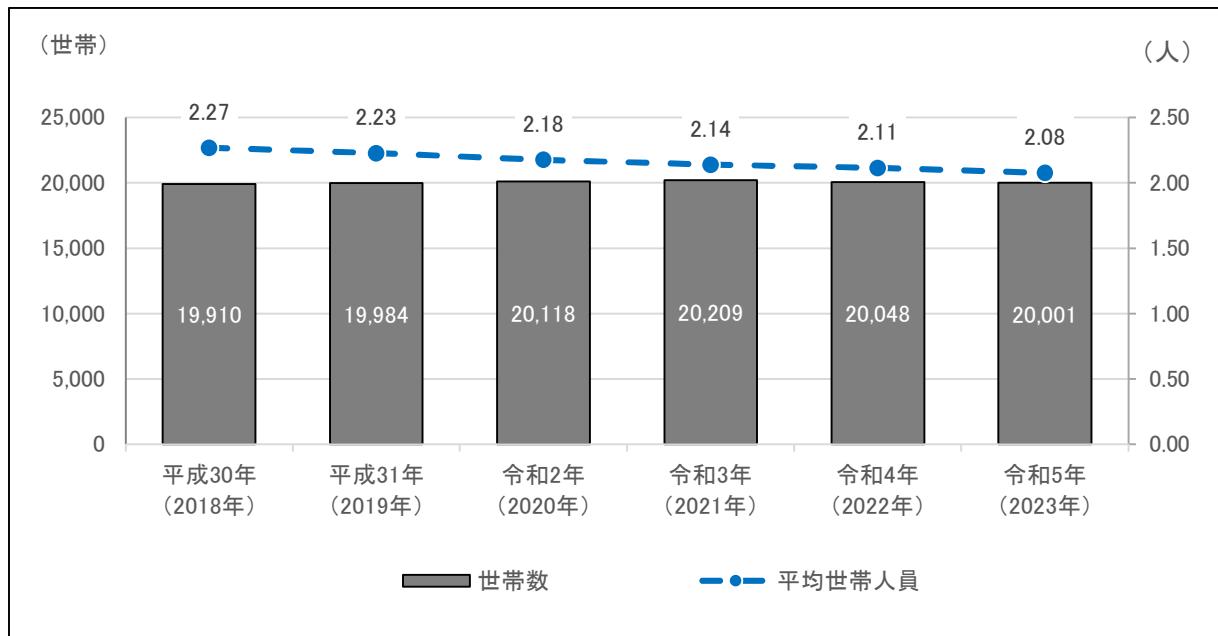
資料：富津市住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 世帯数と平均世帯人員の推移の推移

本市の世帯数については、平成 30 年(2018 年)から約 90 世帯増加し、令和 5 年 4 月 1 日現在で 20,001 世帯となっています。

平均世帯人員をみると、平成 30 年(2018 年)の 2.27 人から、令和 5 年(2023 年)には 2.08 人に減少しており、全国的な傾向と同様に核家族化の進行がみられます。

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：富津市住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

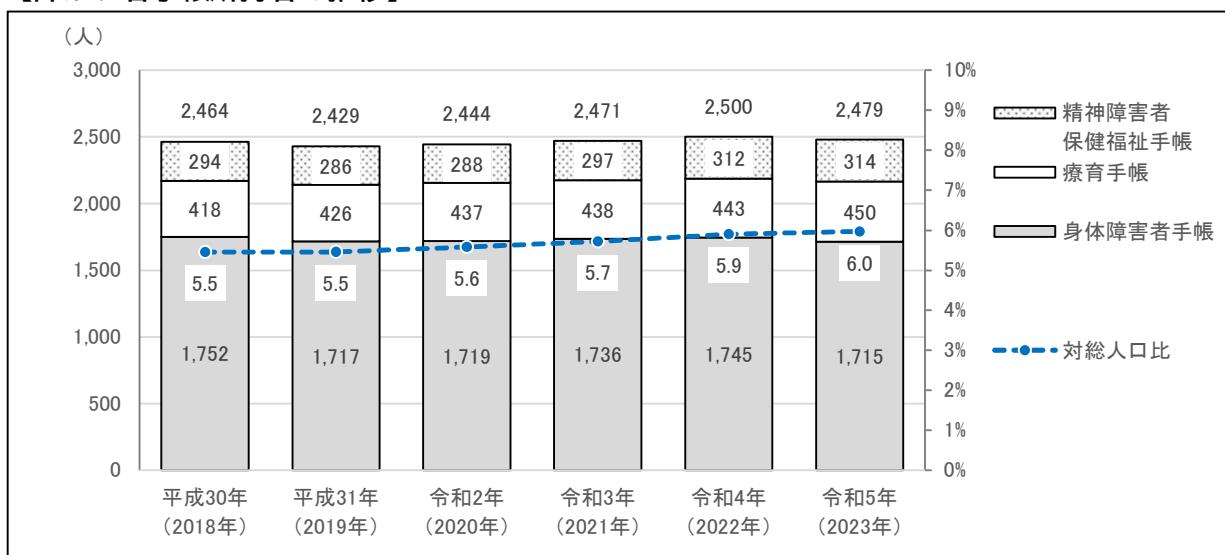
2. 障がい者人口等の概況

(1) 障がい者手帳所持者数の状況

障がい者手帳を持つ人の全体数は、約 2,500 人程度の横ばいで推移しています。また、手帳を重複して所持する方を含むため一概には算出できませんが、人口の減少に伴い、総人口に対する障がい者手帳所持者の占める割合については増加傾向で推移しており、令和 5 年（2023 年）は 6.0% となっています。

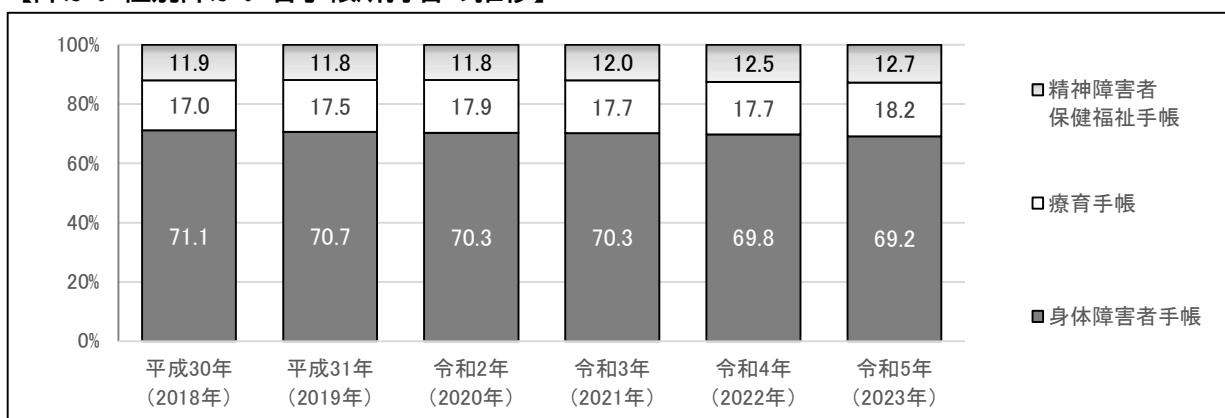
障がい種別の障がい者手帳所持者割合の推移をみると、令和 5 年（2023 年）における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が 69.2% と多くを占めているものの、その割合は徐々に減少しており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が増加傾向で推移しています。

【障がい者手帳所持者の推移】



資料：富津市（各年 4 月 1 日現在）

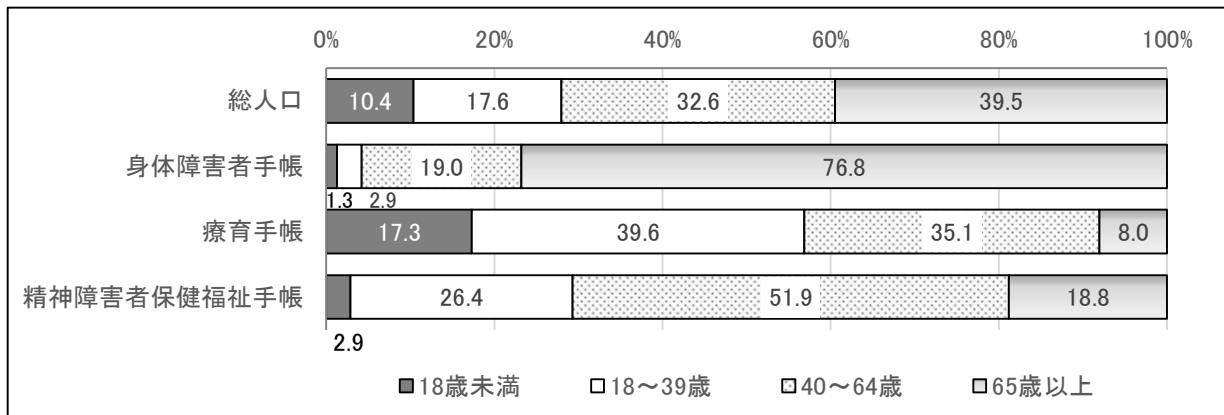
【障がい種別障がい者手帳所持者の推移】



資料：富津市（各年 4 月 1 日現在）

また、これを年齢階層別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、65歳未満の割合が80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳所持者は、65歳以上の割合が76.8%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

【年齢階層別障がい者手帳所持者の状況（令和5年（2023年））】



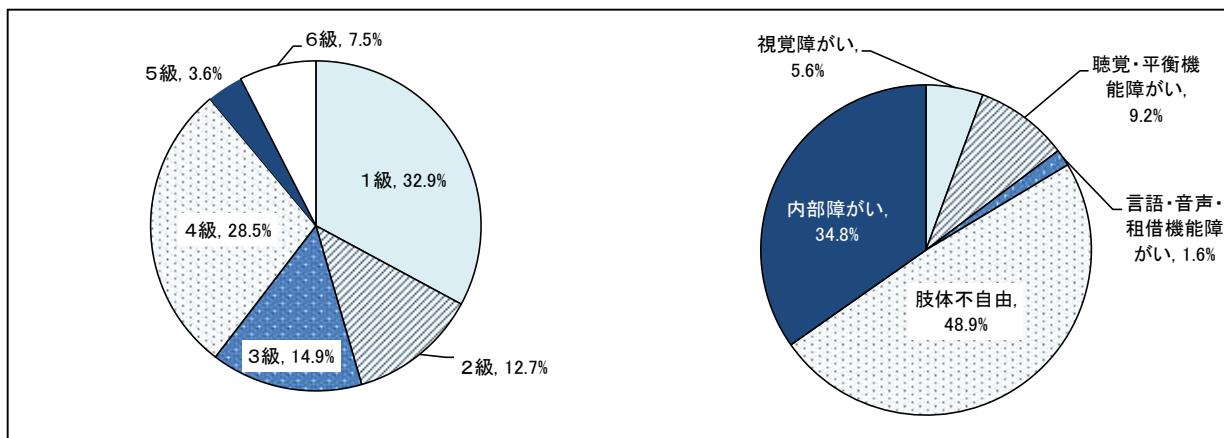
資料：富津市（4月1日現在）

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者の内訳は、等級別では1級が32.9%で最も多く、これに2級を合わせた“重度者”は45.6%と、半数近くを占めている状況です。

また、種類別では、肢体不自由が48.9%で半数近くを占めており、続いて、内部障がいの34.8%、聴覚平衡機能障がいの9.2%、視覚障がいの5.6%、音声・言語・咀嚼機能障がいの1.6%の順になっています。

【等級別身体障害者手帳所持者と種類別身体障害者手帳所持者（令和5年：2023年）】

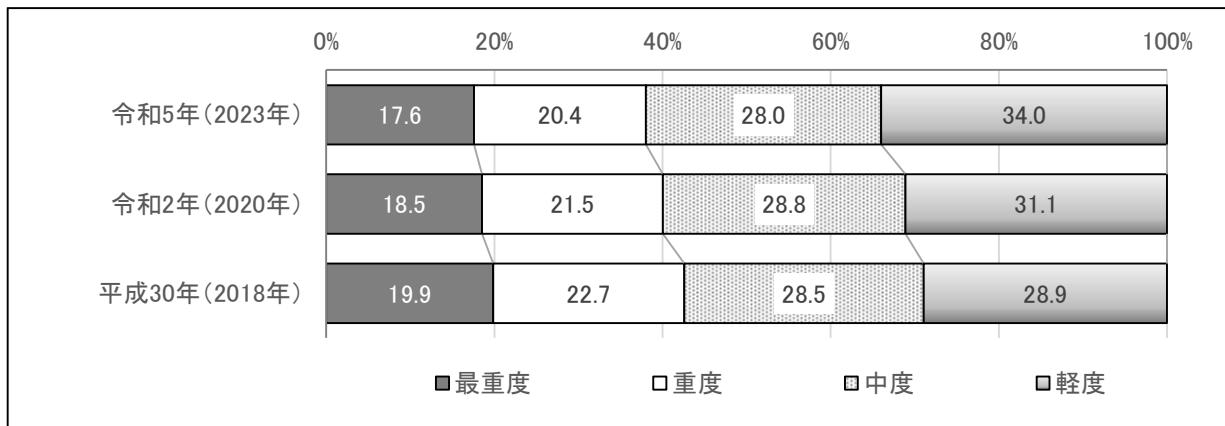


資料：富津市（4月1日現在）

②療育手帳所持者

療育手帳所持者の内訳は、軽度の人が 34.0%、中度の人が 28.0%、重度のが 20.4%、最重度の人が 17.6%となっています。これを過去の割合と比較すると、徐々に最重度が減少し、軽度の割合が増加していく傾向がみられます。

【療育手帳所持者内訳（時系列比較）】

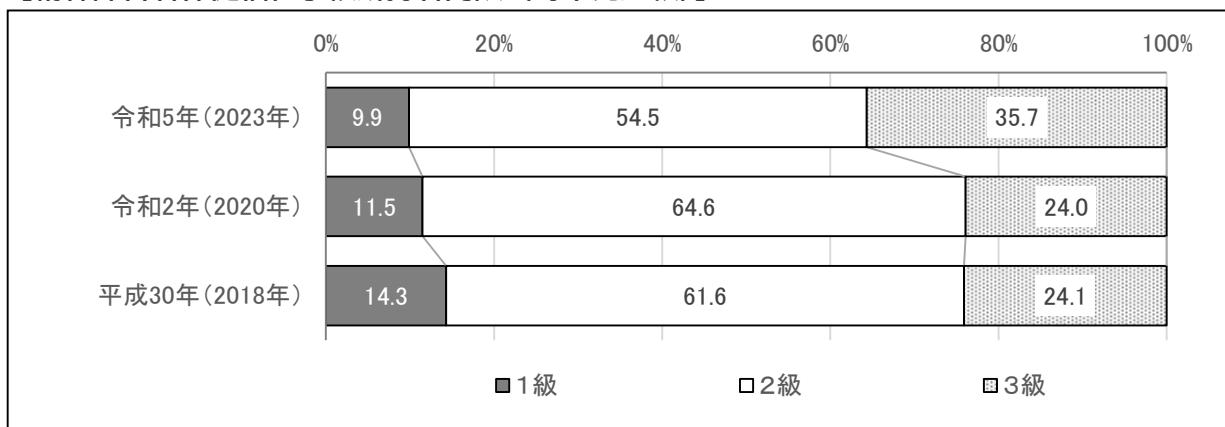


資料：富津市（各年 4月 1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、1級 9.9%、2級 54.5%、3級 35.7%となっています。これを過去の割合と比較すると、療育手帳と同様に、徐々に 1級の割合が減少しています。また、3級については令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけて大きく増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者内訳（時系列比較）】



資料：富津市（各年 4月 1日現在）

(2) 医療費受給者証所持者数の概況

①指定難病医療費助成制度等

指定難病医療費助成制度受給者数は、令和 2 年度（2020 年度）は 375 人まで増加しましたが、令和 3 年度（2020 年度）には前年度より 5.1% 減少し、356 人となっています。小児慢性特定疾病医療支援事業受給者数はほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年度（2020 年度）は 18 人となっています。

【指定難病医療費助成制度受給者と小児慢性特定疾病医療支援事業受給者の推移】

（単位：人）

項目	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
指定難病医療費助成制度	335	356	375	356
小児慢性特定疾病医療支援事業	22	18	25	18
合計	357	374	400	374

資料：君津健康福祉センター事業年報各年度版

②自立支援医療

自立支援医療受給者数について、育成医療は若干数で推移しており、令和 5 年度（2023 年度）は 1 人となっています。更生医療は増加傾向で推移しており、令和 5 年度（2023 年度）は 141 人と、令和元年度（2019 年度）から 78.5% 増加しています。精神通院は、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る 650 人以上の水準で推移しています。

【自立支援医療受給者の推移】

（単位：人）

項目	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
育成医療	3	2	1	0	1
更生医療	79	115	117	133	141
精神通院医療	684	653	720	691	657
合計	766	770	838	824	798

資料：富津市（各年 4 月 1 日現在）

(3) 障がい児の状況

①就学児

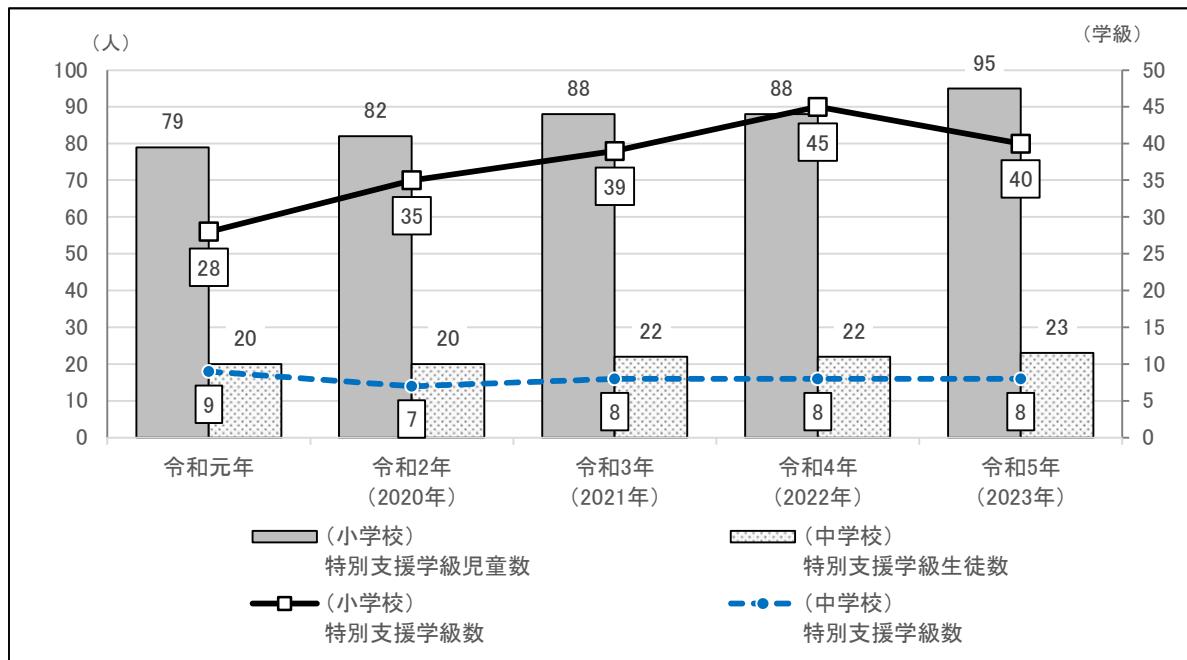
令和5年(2023年)5月1日現在、市立の小・中学校に設置されている特別支援学級は、48学級(小学校40、中学校8)です。

小学校の特別支援学級児童数は増加傾向で推移しており、令和5年(2023年)は95人となっています。

また、中学校の特別支援学級生徒数はここ5年間、20人程度で推移しています。

このほか、本市では富津市学校適応指導教室「さわやか教室」を開設しており、体験活動や学習活動を通して、仲間との交流を深め、人間関係を円滑にするための力の養成を支援しています。

【富津市内の特別支援学級数と児童・生徒数の推移】

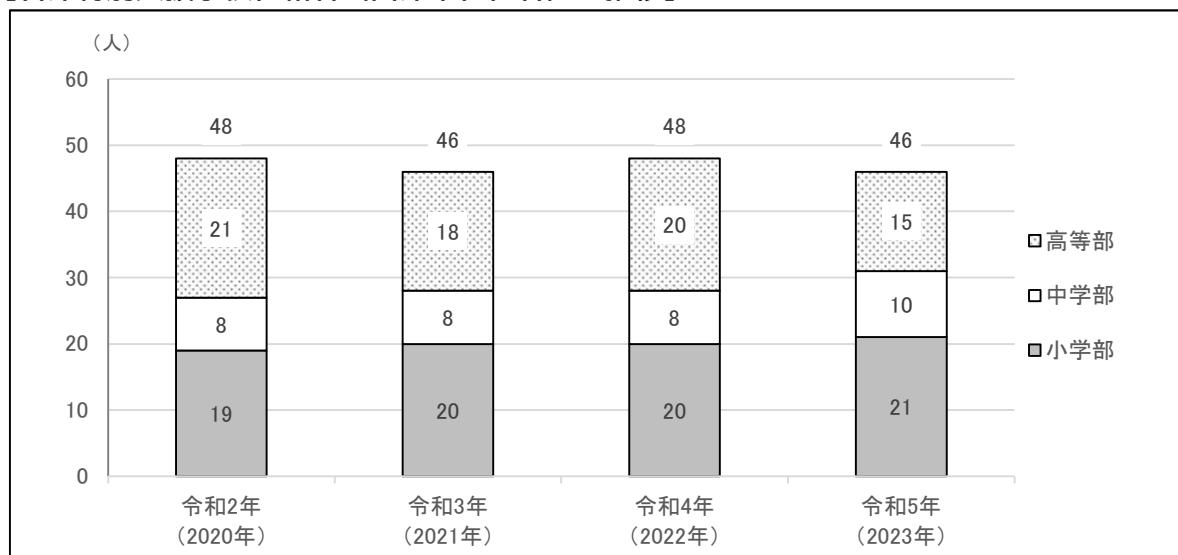


資料：富津市（各年5月1日現在）

また、君津市に所在する君津特別支援学校に在籍している本市の児童・生徒数は、ここ4年ほどは40人台半ばで推移しています。内訳をみると、小学部と高等部は20人前後、中学部は10人程度となっています。

なお、高等部卒業生の進路をみると、卒業後の一般就労は毎年数人いますが、福祉施設・医療機関を利用する人が多くなっています。

【君津特別支援学校在籍者（富津市在住者）の推移】



資料：(小・中) 富津市、(高) 君津特別支援学校 (各年5月1日現在)

【特別支援学校卒業生（富津市在住者）の進路】

(単位:人)

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
教育訓練機関等	0	1	0
就職者	3	2	1
福祉施設・医療機関	7	1	9
合計	10	4	10

注) 障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供している事業所（就労移行支援事業、就労継続支援事業含む。）は「福祉施設・医療機関」に計上

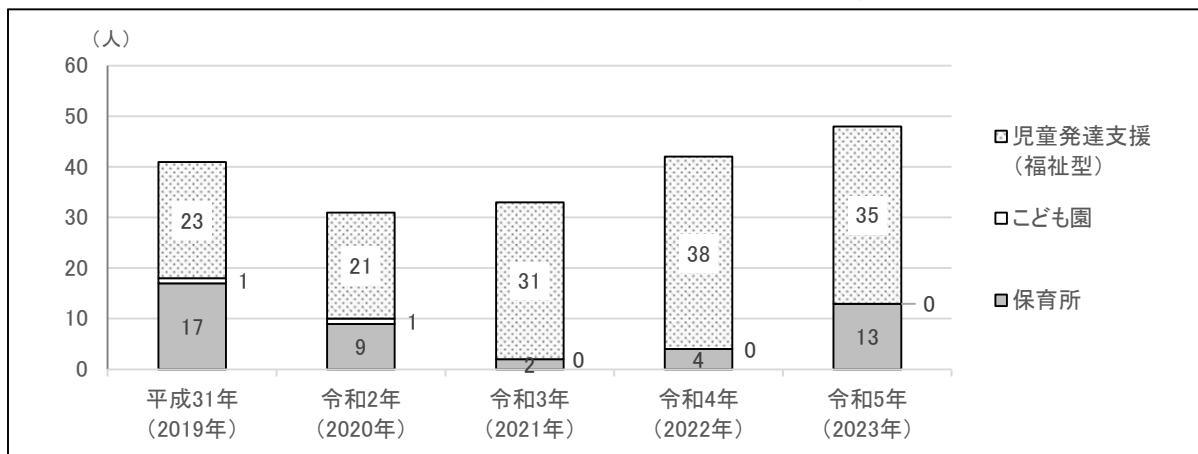
資料：君津特別支援学校

②未就学児

保育所・認定こども園に通う障がい者手帳所持者又は療育支援事業を利用している未就学児童数はその年により異なり、令和5年(2023年)4月1日現在は保育所で13人、認定こども園で0人となっています。なお、障がいのある児童に対する保育の経験者や研修を受けている加配職員の配置は、令和5年度(2023年度)で12.7人となっています。

また、児童発達支援（福祉型）を利用する未就学児童は増加傾向で推移しており、令和 5 年（2023 年）は 35 人となっています。

【保育所・認定こども園及び児童発達支援に通う未就学児童の推移】

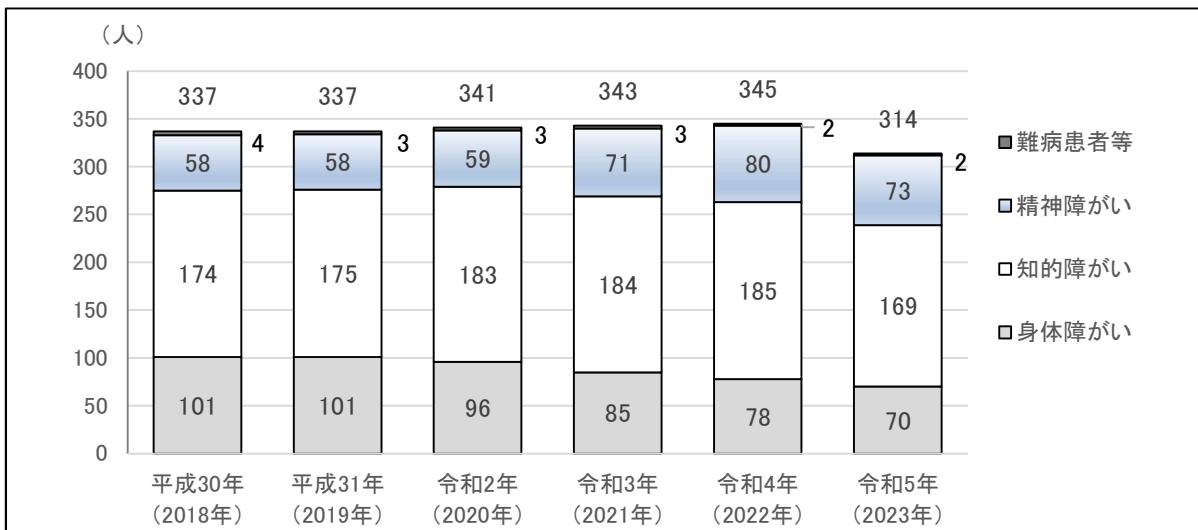


資料：富津市（各年 4 月 1 日現在）

（4）障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスを利用する上で必要となる場合がある障害支援区分の認定者数は、令和 4 年（2022 年）まで増加傾向で推移してきましたが、令和 5 年（2023 年）は 314 人と前年に比べて 9.0% の減少となっています。令和 5 年（2023 年）の内訳をみると、知的障がいが 169 人で最も多く、次いで精神障がいの 73 人となっています。障がい者手帳所持者の障がい種別の割合を踏まえると、身体障がいの認定取得率の低さが際立つ形となっています。

【障害支援区分認定者の推移】

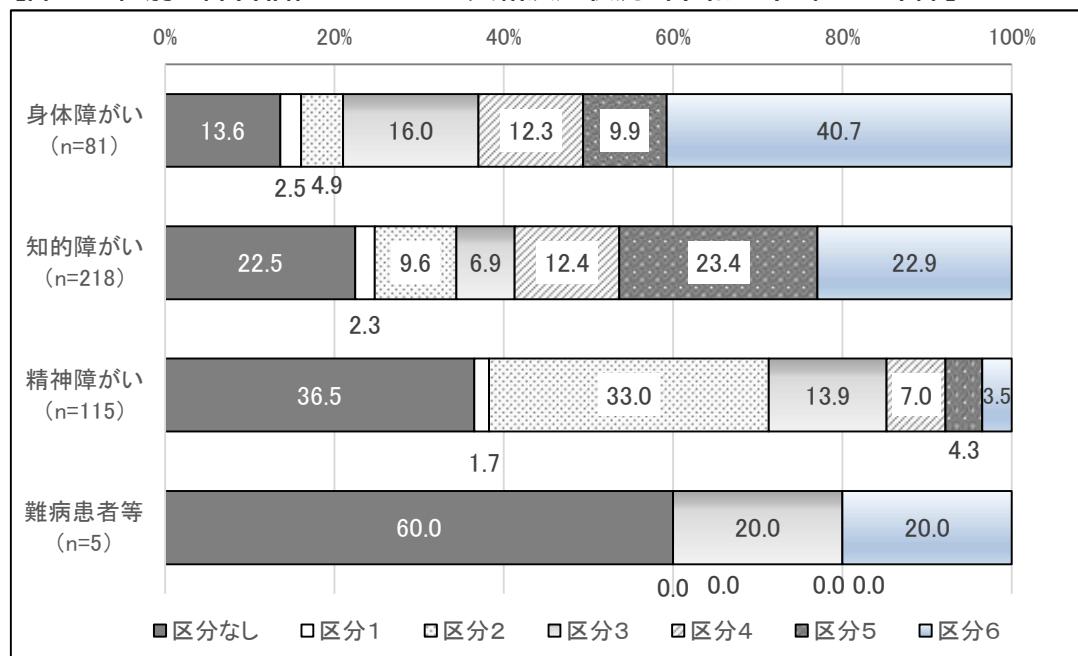


注) 複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

資料：富津市（各年 4 月 1 日現在）

一方、令和5年度の障害福祉サービス等の支給決定状況を障がい種別に比較すると、身体障がいや知的障がいでは、障害支援区分は比較的高い（区分5や区分6）サービスを利用している状況がうかがえます。また、精神障がいでは、区分なしが36.5%で最も多くなっているなど、障害支援区分を必要としない、あるいは比較的支援区分が低いサービスを利用する傾向がみられます。

【障がい種別・障害福祉サービスの支給決定状況（令和5年（2023年））】



注)「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している人を計上
複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

資料：富津市（4月1日現在）

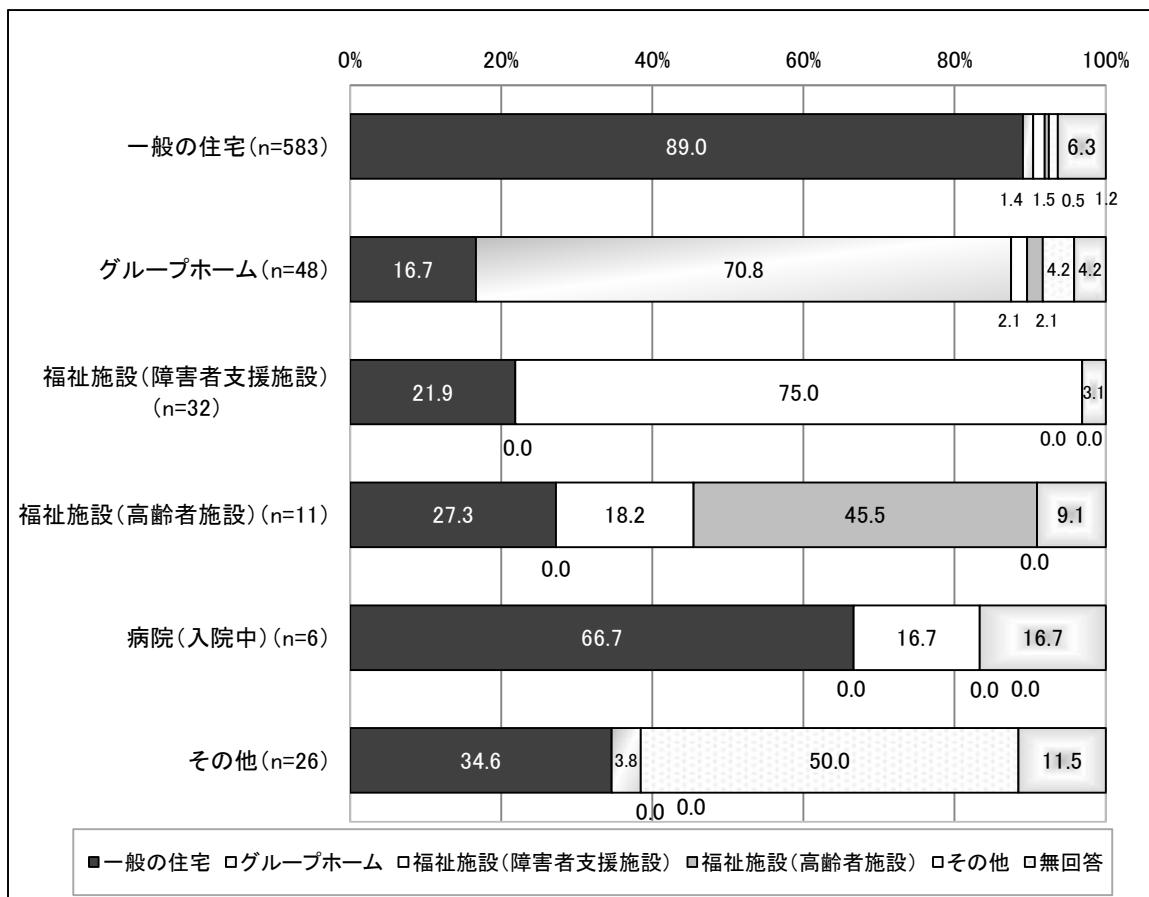
3. 福祉に関するアンケート調査結果からみた重要な課題

本計画の策定にあたり実施した福祉に関するアンケート調査を集計・分析して取りまとめた「福祉に関するアンケート調査結果報告書」では、顕在化した特に重要な課題として、以下の 9 項目を分類し整理しています。

(1) 将来の暮らしの希望

将来(今後 3 年後)の暮らしについては、多くの回答者が現在の暮らしを継続したい考えています。一方で、福祉施設(障害者支援施設・高齢者施設)で暮らしている人のうち、障害者支援施設では 21.9%、高齢者施設では 27.3% の人が一般の住宅を希望するなど、地域への移行ニーズは「ある」と考えられます。また、グループホームで暮らしている人でも 16.7% が一般の住宅で暮らすことを希望しており、自立した生活を目指している人が一定程度いることも明らかになりました。

【今後 3 年以内の暮らしたい場所(現在暮らしている場所別)】

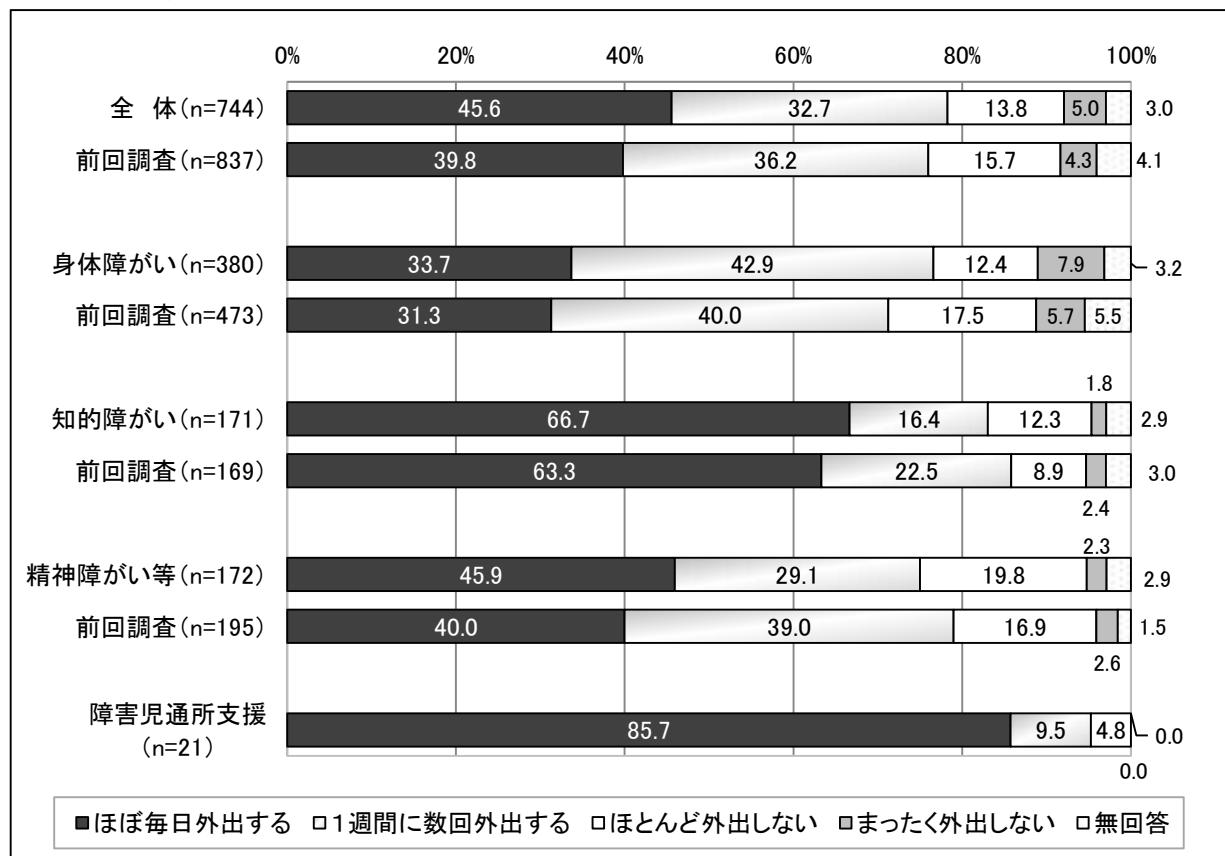


障がいのある人が地域で生活を営むことができる地域共生社会の構築が国の障がい福祉政策の根幹であることから、地域への移行を推進するために、すべての施設入所者の地域移行に関して、適切に意思決定支援を行いつつ、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について、様々な施策やサービスを連携させて取り組むことが必要です。

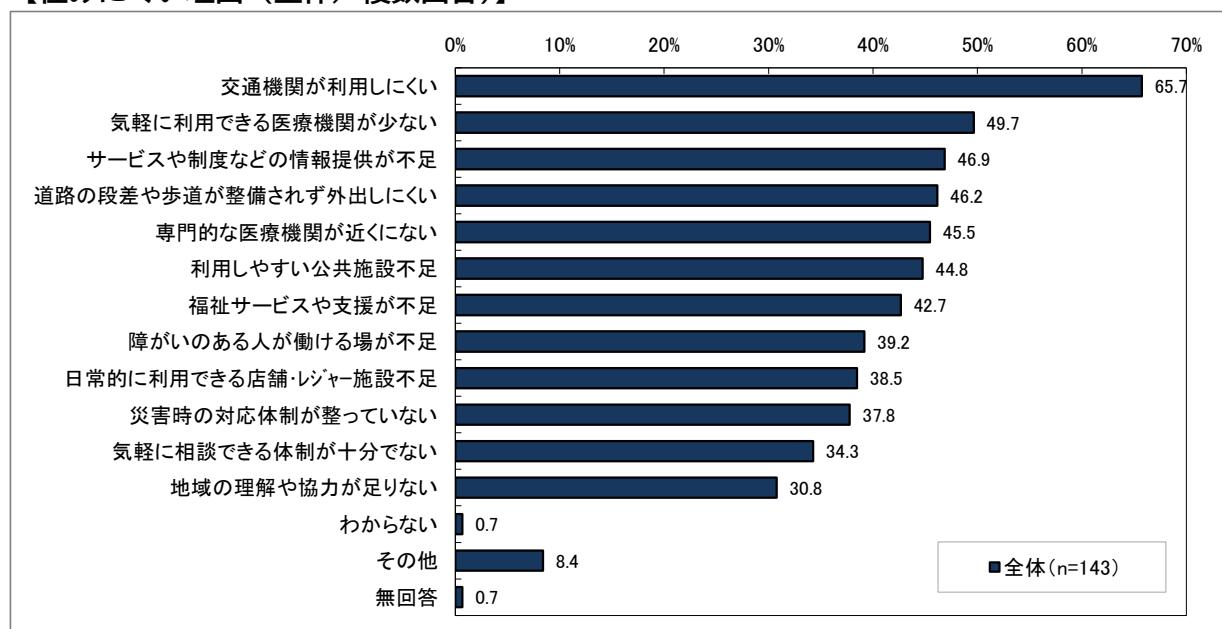
(2) 外出環境や社会参加

前回調査(令和2年(2020年)8月実施の「福祉に関するアンケート調査」(報告書は令和3年(2021年)3月発行)を指しています。以下同様)と比べると、社会との繋がりをもって外出する人が増えている状況がうかがえますが、公共交通機関が少ないことが本市における住みにくい理由の第1位になるなど、交通機関に係る課題は極めて重要、かつ、深刻になっています。

【外出の頻度（全体・障がい別／前回調査比較）】



【住みにくい理由（全体／複数回答）】



また、引きこもりが社会問題としてクローズアップされている中、本市においても外出をせずに周りとコミュニケーションもとっていないとする人が全体の4.0%となっているなど、引きこもりの心配のある人が少なからずいることが明らかになりました。これらの人たちは周りの理解や環境調整などによって困りごとが軽減する可能性もあるため、富津市基幹相談支援センター（えこ）や地域での身近な相談相手でもある区長や民生委員等との連携体制の構築を図り、アウトリーチ的な取組みにより本人の状況を把握し、本人に寄り添う形で社会に本人の居場所を作っていくことが必要であると考えられます。

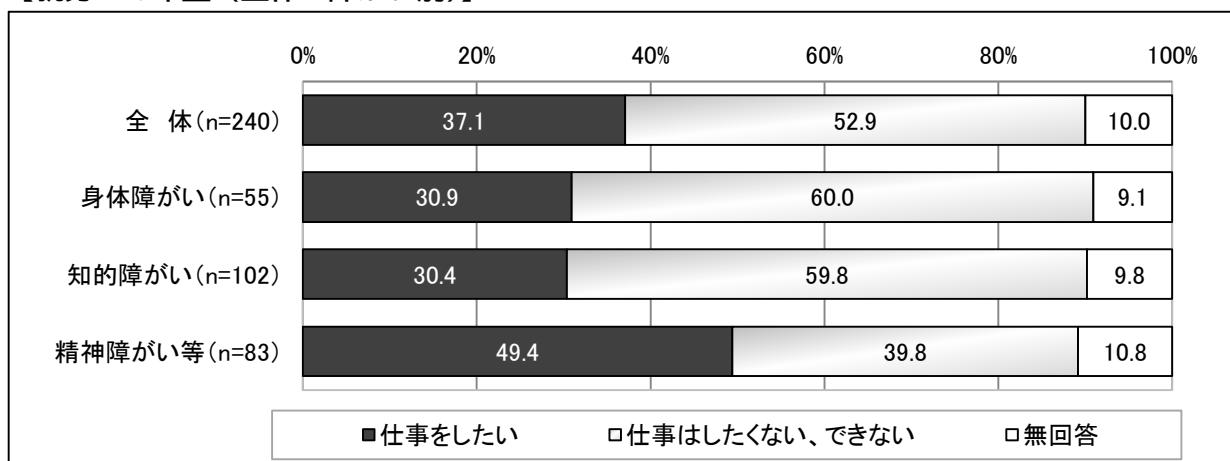
(3) 就労ニーズへの対応

今回の調査でも、現在働いていない人の「仕事をしたい」という回答は37.1%で、特に精神障がい等のある人は49.4%と高く、一定の就労ニーズはあると考えられます。

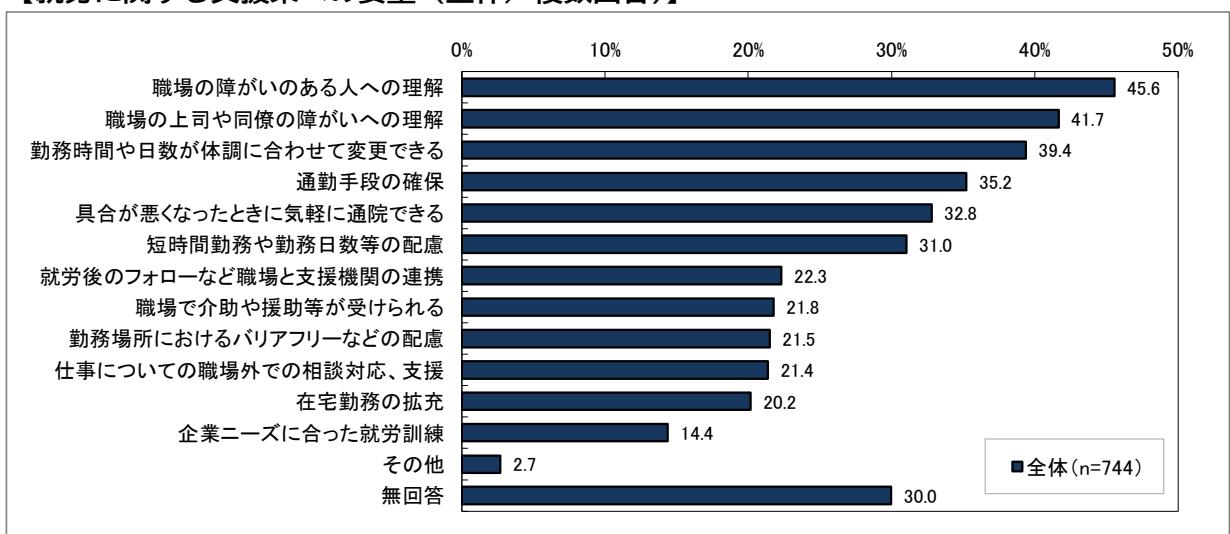
就労に関する必要な支援策としては、就労先での職場及び上司や同僚の障がいのある人への理解を求める声が多く、また、勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること等、障がいへの配慮も求められます。このため、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保などや障がいのある人が働きやすい環境となるよう、障がい者雇用についての啓発活動等を充実していく必要があります。

また、企業における障がいのある人の仕事内容の充実について、富津市障害者総合支援協議会就労支援部会で検討を進めます。さらに、本市における雇用（チャレンジドオフィスふっつ）の実現に向け、人事担当課との協議を積極的に進めていく必要があります。

【就労への希望（全体・障がい別）】



【就労に関する支援策への要望（全体／複数回答）】

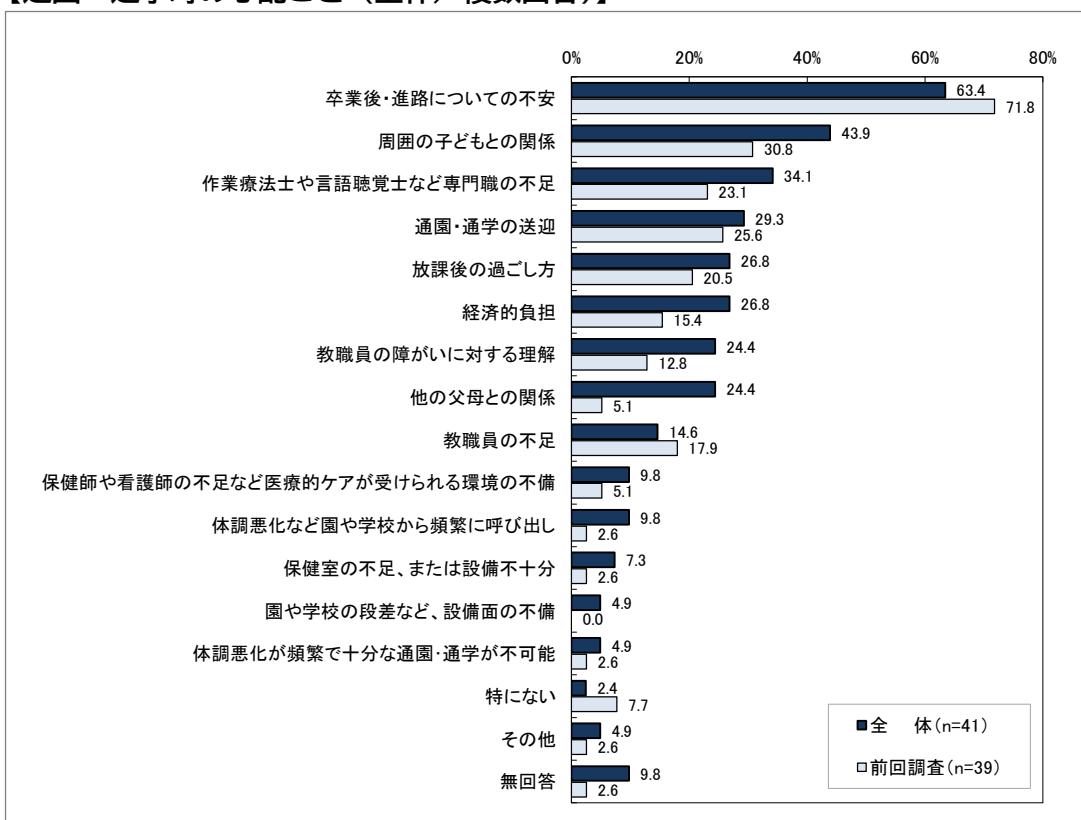


(4) 障がい児への支援

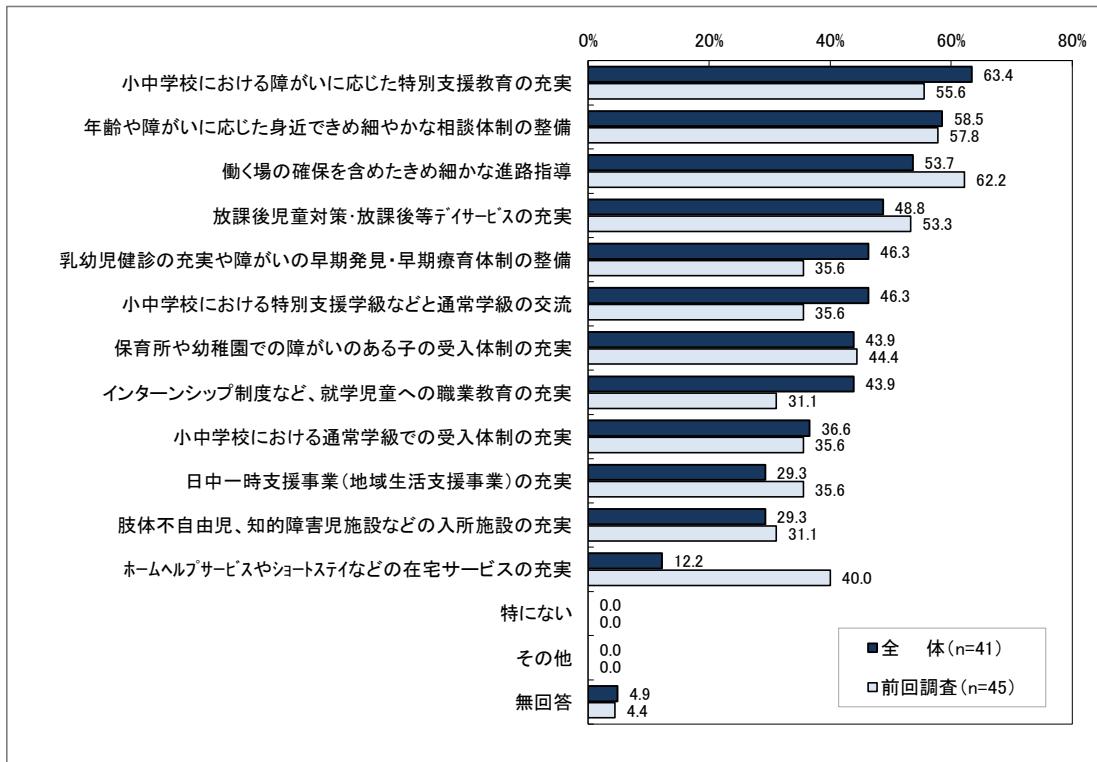
障がい児をお持ちの保護者の人が、通園・通学時に困ること、あるいは心配していることについては、前回調査よりその割合が減少しているものの、依然として「卒業後・進路についての不安」が最も多くなっています。卒業後の進路については、自立と社会参加を見据え、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟に対応していくことが求められます。

また、障がいのある児童への支援策について、「小中学校における特別支援学級等と通常学級の交流」や「インターナンシップ制度など、就学児童への職業教育の充実」など、小中学校における交流や体験型学習の充実を求める回答が増加していることを踏まえ、「障害者の権利に関する条約」に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進し、同じ場で共に学ぶ環境を整えるとともに、職場体験などの内容を工夫し、参加しやすい環境を整備していくことも重要です。

【通園・通学時の心配ごと（全体／複数回答）】



【障がいのある児童への充実していくべき支援策（全体／前回調査比較／複数回答）】

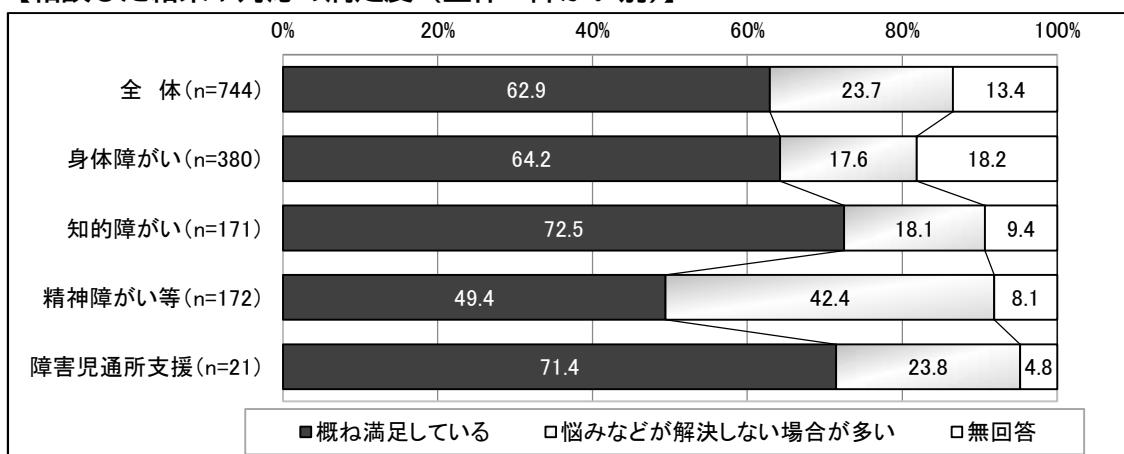


(5)相談支援の充実

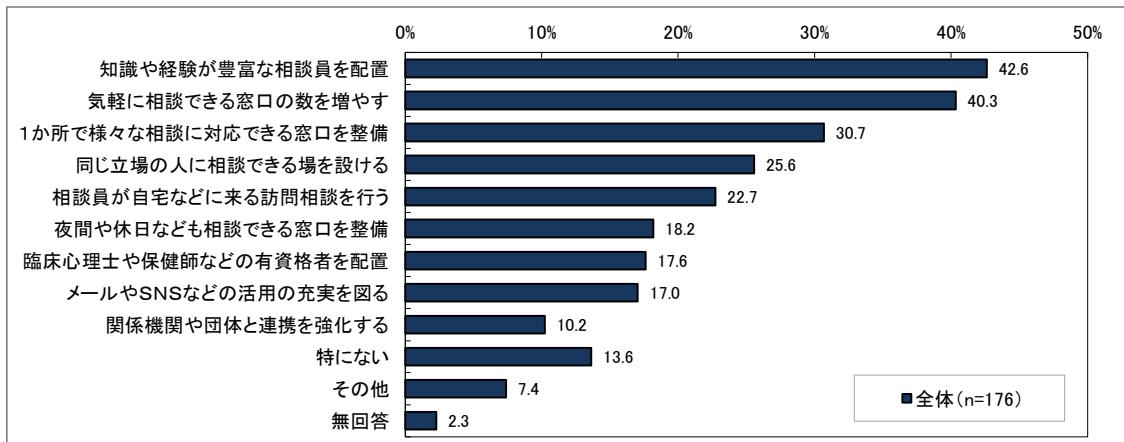
相談支援について、本調査では相談をした際の満足度は比較的高いという結果が得られました。一方で、「悩みなどが解決しない場合が多い」を選択した人の、相談支援事業を充実するために重要なことについては、「知識や経験が豊富な相談員を配置」が最も多くなっています。

相談支援については、今後も地域への移行や就労支援、卒業後の進路支援等、様々な課題に関する取り組みが必要となります。相談支援はその第一歩となるものです。そのため、支援者が亡き後の支援等への課題も含め、支援ニーズや課題に適切に対応して障害福祉サービスに結びつけられるよう、富津市基幹相談支援センター（えこ）や相談支援事業所と連携し、安心して相談できる環境整備を推進するとともに、障がいのある人の自立生活の支援や意思決定を支援するための施策・事業の充実を図っていくことが求められます。同時に、相談支援が円滑に実施されるためには、具体的な解決に導いていくことが必要であり、今後、ますます複雑化・多様化すると見込まれる課題に対し、着実に応えていけるよう、施策やサービスのメニューを拡充することが重要となります。

【相談した結果や対応の満足度（全体・障がい別）】



【相談支援事業を充実するために重要なこと（全体／複数回答）】

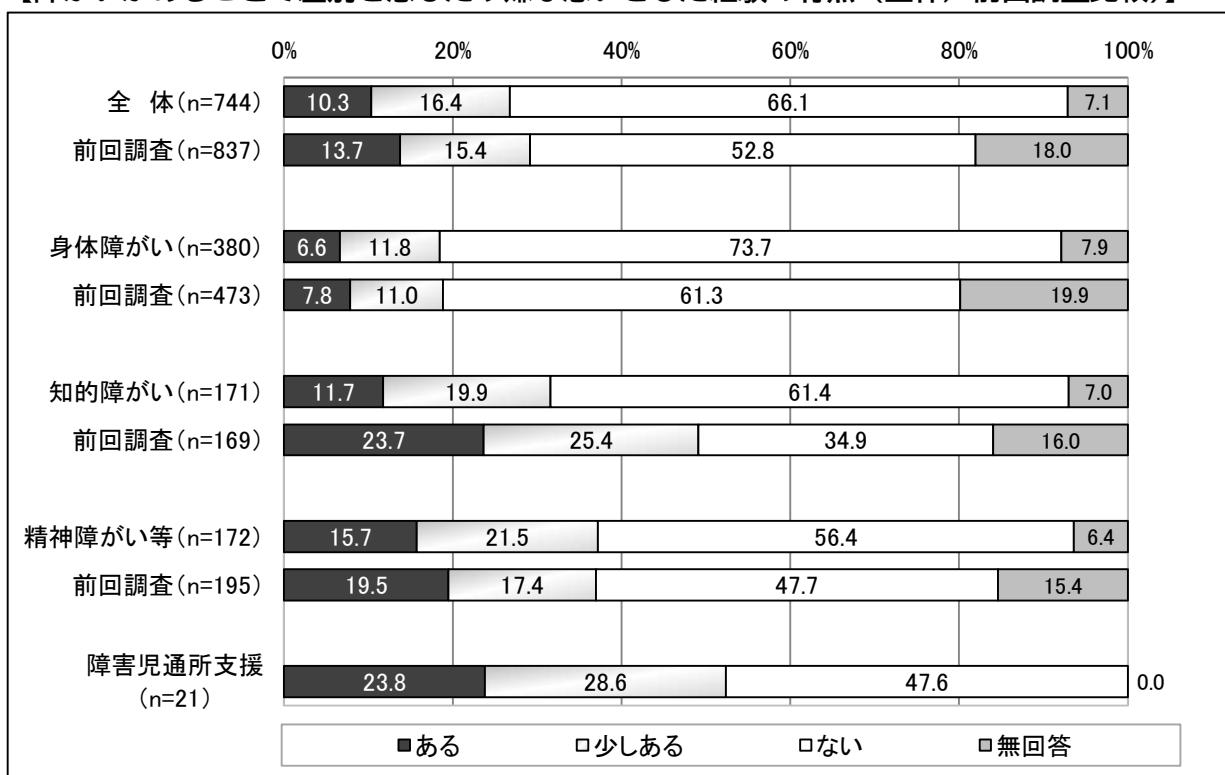


(6) 障がいへの理解の促進

本調査でも、障がいへの理解に対する啓発の重要性は、就労の支援策、通園・通学時的心配ごと、嫌な思い等をした経験など、様々な場面で指摘されています。また、それは住みやすさの評価にも反映されています。

就労への支援においては職場あるいは上司・同僚の障がいへの理解が不足していること、学校においては周囲の子どもとの関係づくりが困難であるとの回答が多かったことを踏まえ、広く市民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障がいのある人とない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。

【障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験の有無（全体／前回調査比較）】



(7) 障害福祉サービスへのニーズ

障害福祉サービスについては、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援の各サービスにおいて、現在利用している人では今後サービスを減らすとした人はごくわずかであり、大半の人が現在と同様に利用したいと答えています。加えて、居住系サービスと相談支援については、全体的に利用を希望する割合が高く、今後も住み慣れた地域での生活を希望している人が一定数いることがうかがえます。

また、訪問系サービスと日中活動系サービスについても、現在利用していない人の概ね 10%以上

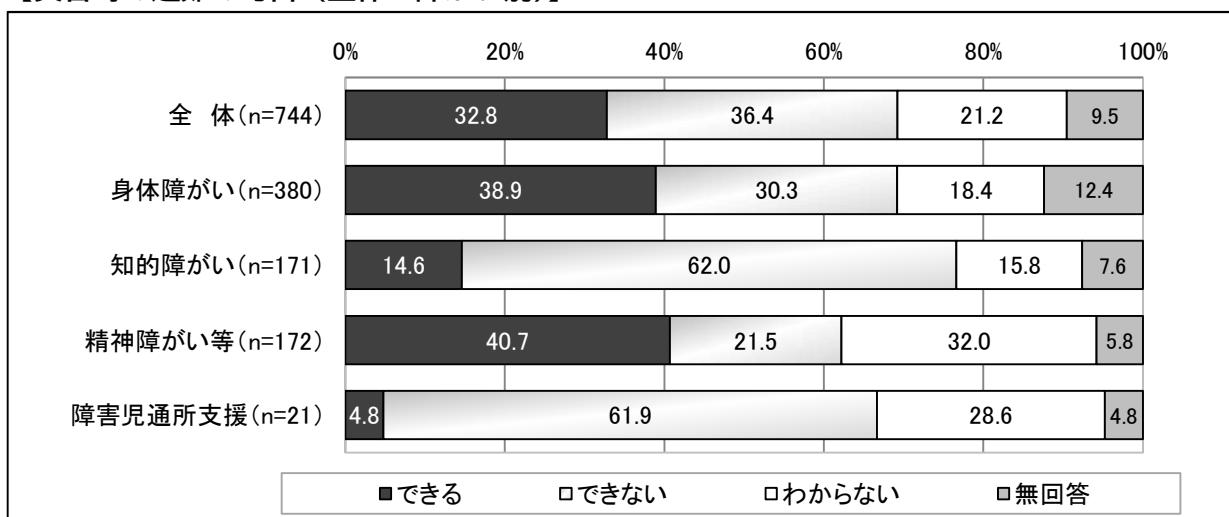
の人が今後は利用したいと希望していることから、全般的に障害福祉サービスへの需要は高まっているものと考えられます。

こうした需要の高まりに応じて必要なサービスを提供できる体制を整えるとともに、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

(8) 災害時の対応

災害時に一人で避難できない人のうち、避難が必要となった場合に支援に来てくれる人が「いない」と回答した人は 14.8%となっており、緊急時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人でいることが多い人への支援が必要です。

【災害時の避難の可否（全体・障がい別）】

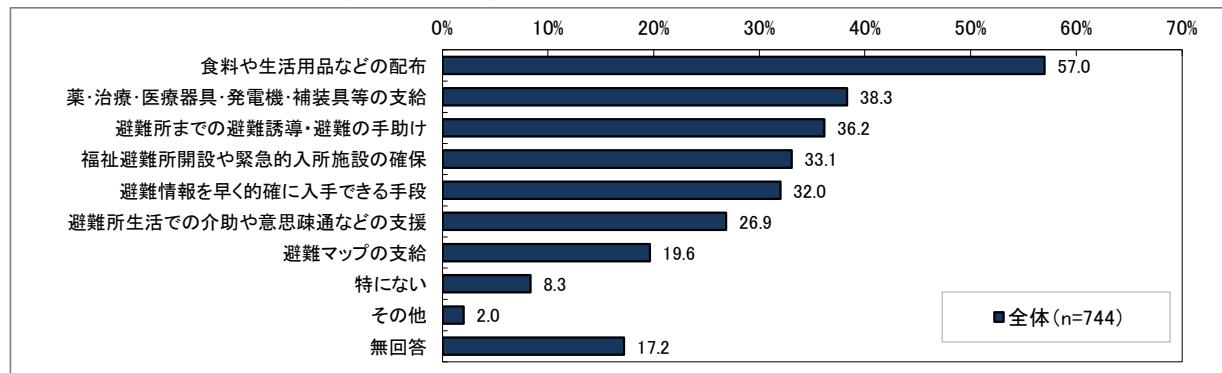


また、できるだけ自宅にいたいという人も多いことから、安否確認を迅速に行えるようにするために市で作成している避難行動要支援者名簿を基に、市、消防、警察及び地域等の間で、災害発生時の避難に支援を要する人の情報の共有や避難方法、避難支援の内容等を事前に検討しておくことが重要です。さらに、避難行動要支援者個々の避難方法、災害時に配慮しなくてはならない事項等を記載した「個別避難計画」の作成を推進していくことが求められます。

このほか、特に知的障がいで「避難所生活での介助や意思疎通などの支援」や「福祉避難所開設や緊急的入所施設の確保」など、避難した後の生活に不安を抱えている状況がうかがえます。このため、一般の避難所における障がい者用スペースの設置や、障がいのある人等避難所の生活において特別な配慮が必要な方とそのご家族を受け入れる避難所（福祉避難所）のさらなる指定を推進していくとともに、避難所の開設を想定した訓練を実施するなど、いざという時に迅速かつ円滑な運営が

できるよう準備を進めていくことも求められます。

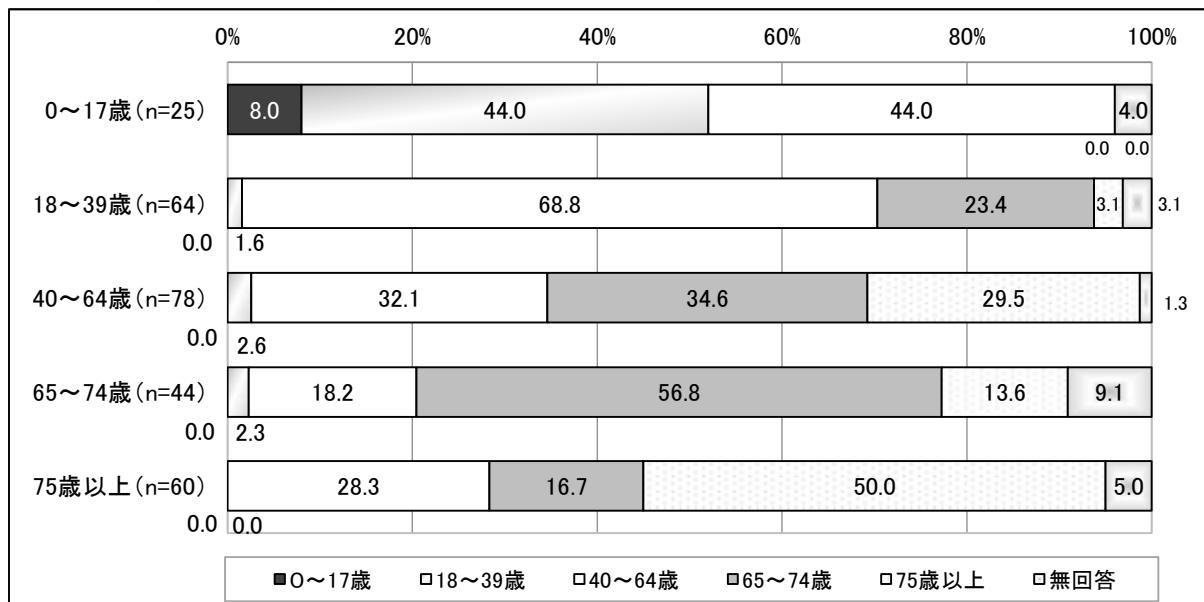
【災害時に必要とする支援（全体／複数回答）】



(9) 支援者への支援

身体障がい者の支援者は65歳以上が50.9%と半数を超えており、また、回答者が40~64歳の場合、支援者は65歳以上の高齢者が64.1%を占めているなど、老障介護の問題が一層進行していることがうかがえることから、支援者への支援も重要な課題となります。

【主たる支援者のうち家族の年齢（回答者の年齢区分別）】



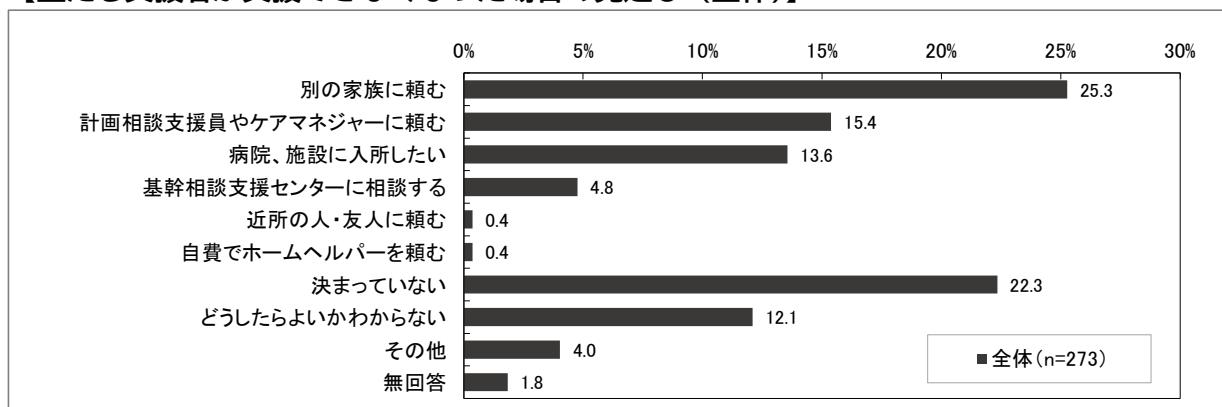
自宅で介護を行っている人にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っている「短期入所（ショートステイ）」については、日中活動系サービスの中で今後の利用希望が最も多くなっているなど、そのニーズの高まりもうかがえることから、訪問系サービスと合わせた提供体制の充実を図るとともに、高齢の人や健康状態のよくない人などをはじめ、必要とする支援者への定期的な相談受付を行

うなどして、孤立化を防ぐこと等が重要になります。

また、主に支援している人が、万が一、支援できなくなった場合の対応について、「決まっていない」や「どうしたらよいかわからない」など、将来的な対応については未定の人も多くなっています。

「親亡き後」の生活への不安等がある障がいのある人やその支援者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けるため、居住支援のための必要な機能を整備し、居住支援の提供を目的とした地域生活支援拠点事業における5つの機能について一層周知していくとともに、富津市基幹相談支援センター（えこ）が全体のコーディネーターとして地域の福祉事業所等と連携してこの5つの機能を円滑に運用していくことが重要です。

【主たる支援者が支援できなくなった場合の見通し（全体）】



4. 事業所アンケート調査における意見と提案

市内で活動する事業所・福祉団体等（以下、「事業所」といいます。）の活動状況や課題及び今後の意向等を把握し、計画策定や障害福祉サービス等の充実に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。その意見や提案を「福祉に関するアンケート調査結果報告書」では、5項目に分類し整理しています。

（1）障害福祉サービス等の提供体制の整備について

今回の調査では、サービス提供体制は整備しつつも、利用者がいない事業所や定員に達していない事業所もみられました。また、今後も利用者数や定員数の増加を予定している事業所も多くあり、提供体制については徐々に整備が進んでいる状況がうかがえます。一方で、訓練系・就労系などで、利用人数の削減を予定している事業所も複数あります。

提供するサービスによりその整備状況は大きく異なることから、引き続き富津市基幹相談支援センター（えこ）や相談支援事業所と連携して当事者ニーズを的確に把握するとともに、事業所と情報の共有を図り、適正な量の供給体制を確保していく必要があります。

（2）障害福祉サービス等の質の向上について

サービスの質向上にあたって課題と感じていることやそれに対する取組みについて（2.（4）③）、課題はあるものの、それらに対し、各事業所において様々な工夫が行われています。

行政機関においては、引き続き、制度改正や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果等を事業所や関係自治体と共有するとともに、既に各事業所で行われている質の向上に有効な取組み等について、多くの事業所と共有して地域全体のサービスの質の向上を図っていくことが求められます。

（3）連携体制の強化について

事業所と行政や他の機関、地域との連携については（2.（4）②）、「どちらかといえば良くなってきた」と「良くなってきた」を合わせると 50.7%が“良くなってきた”と回答しており、徐々に連携の強化が図られている状況がうかがえます。

一方で、「地域との連携という部分では不足している」といった意見や「介護保険上の事業者や行

政窓口との連携が必須であると考える。特に地域包括支援センターや富津市ケアマネジャー協議会等との連携を深め、高齢者・障がい者・子ども等の福祉の区別なく、家族全体を見た支援体制が必要である。」といった意見もあることを踏まえ、より一層、重層的支援体制の整備に向けた取り組みを進め、連携体制の強化を図っていくことが求められます。

(4) 相談支援体制の充実について

障がい福祉に係る複雑・複合的な問題に対し、一つの相談支援事業所・一人の相談支援専門員が、単独ですべてを解決するのは困難であるため、相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所、そして障がい者（児）を支える医療、教育、就労等の関係機関が連携することが必要不可欠です。そのため、市の役割としては、相談支援専門員との間で、あるいは相談支援事業所と他分野の機関との間で、地域の強みを活かしながら関係機関のつながりの構築を促進していくことが期待されます。

また、近年は、社会的孤立やダブルケアなど、既存の制度では発見・支援しにくい生活課題を抱えた人へのサポートが強く求められるようになっています。障がいのある人やその家族が抱える不安を解消していくためには、既存の行政サービスだけではなく、より機動的で柔軟性のある支援体制が不可欠です。このため、多職種との包括的な連携を図り、相談支援や地域づくりに向けた支援を一体的に実施していくことが求められます。

(5) 事業所の安定的な運営について

事業所運営上の課題については、多くの事業所から意見があつたように、人材確保が大きな課題となっています。人員確保が厳しい要因については、障害介護給付費等の報酬の低さに伴う賃金水準の低さや不規則な勤務形態、あるいは事業所が求める水準を満たす人材の不足といった様々な要因が考えられますが、障害福祉サービス等の提供体制を確保するためには、事業所の安定的な運営は重要であることから、事業所との協議の場を設け、先進事例を参考にしつつ有効な対応策について共に検討していくなど、事業所との連携強化を図っていくことが求められます。

第3章 基本理念と施策体系

I. 基本理念

障害福祉計画（障害児福祉計画）は、これまで障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である、「いきいきふつつの障がい者プラン 第3次基本計画」の基本理念に則り、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための取り組みを進めてきました。

障がいのある人が地域とつながりを持ち、多くの人と触れ合うことによって、互いが学び、尊敬し合い、支え合っていく中で、自分らしさを見つけ、地域でいきいきと暮らしていくことを目指すという障がい福祉の考え方の一貫していることから、本計画の基本理念もこれまでの計画を踏襲し、次のとおり定めます。

基本理念

障がいがあってもその人らしく、
ともにいきいきと暮らせるまち

障がいがある人もない人も、すべての人がともに生き、お互いが支え合う一人の人間として人権が尊重され、自分が望む自分らしい暮らしを営むことができ、ライフステージや障がいに応じた生活や社会参加ができるようなまちの実現を目指します。

2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進

本計画は、「いきいきふつつ障がい者プラン 第3次基本計画」と一体の計画であることから、同第3次基本計画の基本目標の達成を指針として施策体系を構築していきます。

第3次基本計画における基本目標

基本目標1 地域での生活を総合的に支えます

高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます

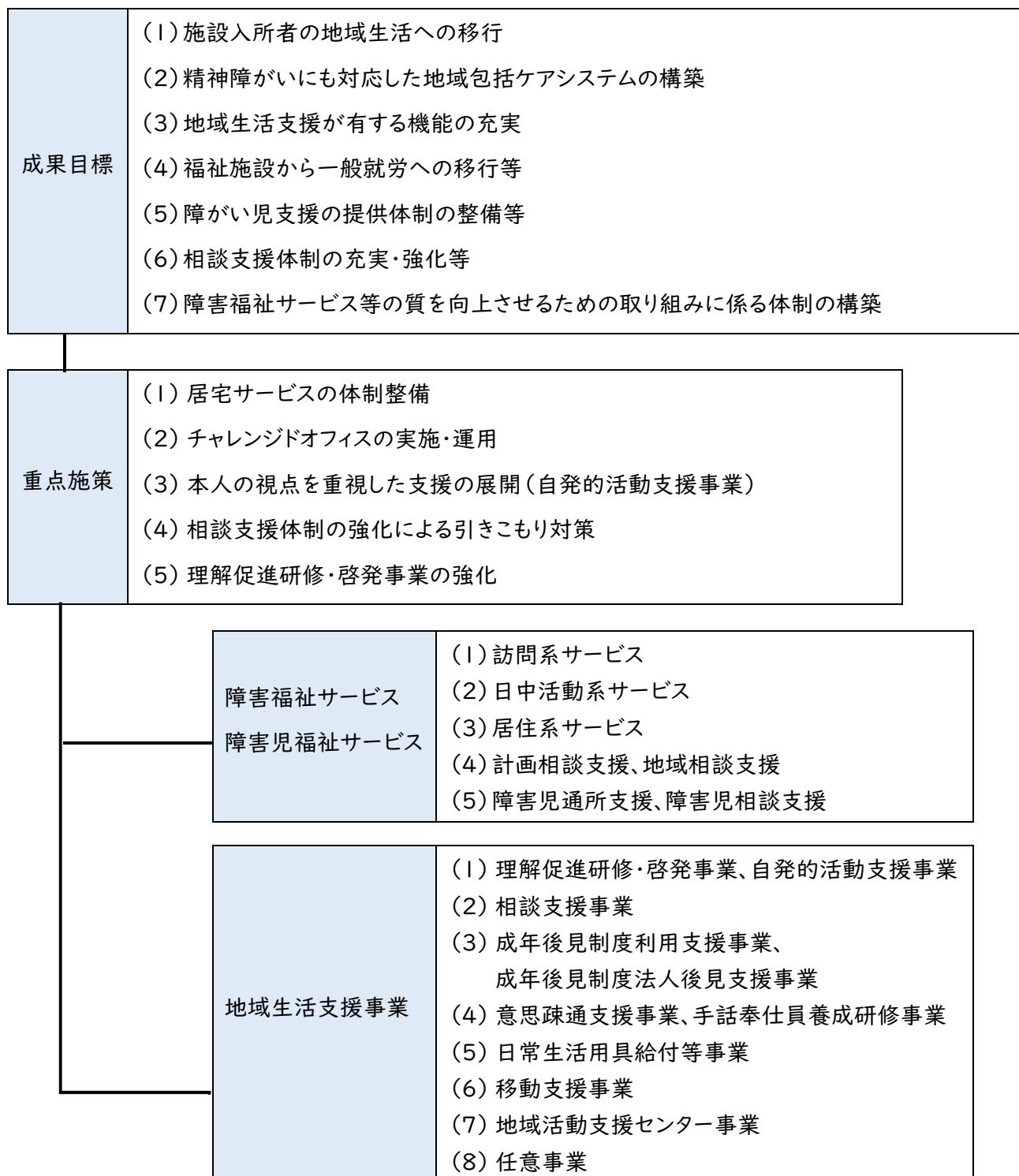
誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができる基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取り組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの取り組みの体系は次のとおりとなっています。



障害福祉サービス・障害児福祉サービス一覧

障害者総合支援法			
指定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪問系サービス 居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	地域 生 活 支 援 事 業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業
	日中活動系サービス 短期入所(ショートステイ) 療養介護 生活介護(デイサービス) 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援		日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 知的障害者職親委託制度事業(任意事業) 日中一時支援事業(任意事業) 社会参加促進事業(任意事業) 巡回支援専門員整備事業(任意事業) 訪問入浴サービス事業(任意事業) 重度障害者等就労支援特別事業(任意事業)
	居住系サービス 施設入所支援 自立生活援助 共同生活援助(グループホーム)		
	計画相談支援、地域相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		

児童福祉法		
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	障害児相談支援
		福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 (いずれも県の事業)

第4章 施策の展開

I. 成果目標と活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 前期計画の成果と課題

前期計画では、障がいのある人の地域生活への移行を進めるという観点から、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者（54人）のうち、令和5年度（2023年度）までに地域生活に移行する人の目標値を設定するとともに、施設入所者の削減を図るよう目標を設定しました。

【前期計画の成果目標】

項目	基準値（施設入所者数） 令和元年度末（2019年度末）	目標値 令和5年度末（2023年度末）
地域生活移行者数		4人
施設入所者数	54人	53人

前期計画の策定時は、施設から地域への生活に移行した件数はありませんでしたが、理由としては、施設入所者のうち、本人の状態として身体障がいや障がい特性等から、グループホームなど地域で生活するための基盤や支援などの受入先が少ないとこと、本人が住み慣れた施設から地域への生活に移行することへの抵抗や、終の棲家を想定していた保護者の地域移行への理解が得られない状況があることがあげられます。

このため、前期計画では施設入所支援事業所や相談支援事業所、富津市基幹相談支援センター（えこ）等の関係機関と連携し、課題の共有の場を設けて個々の具体的対応策の検討を行うことで、今年度までに目標値である4人が地域への生活に移行しました。一方で新たな施設入所のニーズがあり、新規入所者がいたことから、施設入所者数は目標値を達成できていません。

【施設入所者数等の状況】

項目	令和2年度 (2020年度) 実績	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 実績見込み	実績累計
施設入所者数(人)	55	55	54	54	
地域生活移行者数(人)	0	1	2	1	4
その他退所者数(人)	0	4	1	1	6
新規入所者(人)	1	5	2	2	10
施設入所者削減数(人)	▲1	0	1	0	0

②今期計画における取り組み

国の基本指針に即し、障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後自立訓練等を利用し、グループホーム、一般の住宅等へ移行する地域生活者数及び施設入所者の削減に係る目標を設定します。

目標の達成に向け、引き続き課題共有の場で施設入所支援事業所や相談支援事業所、富津市基幹相談支援センター（えこ）等の関係機関と連携し、個々の具体的対応策の検討を行うとともに、地域移行が図られるよう努めます。

また、関係機関と施設とで地域移行する対象者を共有するにあたり、対象者の優先順位を判断するための基準を設け、地域移行に向けた準備を進めていきます。

【成果目標】

項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
地域生活移行者数	4人	国の基本指針に即し、令和8年度（2026年度）までの3か年で地域生活に移行する人の数を、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者（54人）の6%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数	51人	国の基本指針に即し、令和8年度（2026年度）末時点で、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者（54人）から5%以上削減する。

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	計画値
訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数	本章3.(1)④に記載
生活介護の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
就労選択支援の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
就労移行支援の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数	本章3.(2)④に記載
自立生活援助の利用者数	本章3.(3)④に記載

項目	計画値
共同生活援助の利用者数	本章3.(3)④に記載
地域移行支援の利用者数	本章3.(4)④に記載
地域定着支援の利用者数	本章3.(4)④に記載
施設入所支援の利用者数	本章3.(3)④に記載

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①前期計画の成果と課題

前期計画においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、県の目標を踏まえつつ、地域における保健、医療、福祉の連携体制の強化を進め、早期の地域移行の促進を図ってきました。

なお、本市では保健、医療・福祉関係者による協議の場について、市単独での設置は困難であることから、君津圏域の木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の4市（以下、「君津地域4市」といいます。）が共同で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場となる「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を令和3年度（2021年度）に設置し、同システム構築に必要な情報共有を進めました。

【保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催状況】

項目	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 実績見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	2	3	3
同協議の場への関係者※の参加者数(人/年)	0	1	0
同協議の場における活動計画と目標設定回数(回/年)	1	1	1
同協議の場における評価の実施回数(回/年)	-	1	1

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者

②今期計画における取り組み

精神障がいのある人の地域生活への移行を推進するためには、病院や障害福祉サービス事業所等の多職種と協議の場を通じて包括的な支援体制を構築するとともに、個別のニーズに寄り添い、本人の意思が尊重される適切な支援を可能とする仕組みが必要となることから、引き続き連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

なお、国の基本指針に基づく、長期入院患者の地域移行等については、県の目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進に向けた啓発などを通じて精神障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境の整備に努めていきます。

【成果目標】

項目	目標値
精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	県設定項目
精神病床における1年以上長期入院患者数	県設定項目
精神病床における早期退院率	県設定項目

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和6年度 (2024年度) 計画値	令和7年度 (2025年度) 計画値	令和8年度 (2026年度) 計画値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	3	3	3
同協議の場への関係者※の参加者数(人/年)	2	2	3
同協議の場における活動計画と目標設定回数(回/年)			
同協議の場における評価の実施回数(回/年)			
精神障がい者の地域移行支援の利用者数(人/年)	本章3.(4)④に記載		
精神障がい者の地域定着支援の利用者数(人/年)	本章3.(4)④に記載		
精神障がい者の共同生活援助の利用者数(人/年)	本章3.(3)④に記載		
精神障がい者の自立生活援助の利用者数(人/年)	本章3.(3)④に記載		
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数(人/年)	本章3.(2)④に記載		

※保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者

(3) 地域生活支援の充実

① 前期計画の成果と課題

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能の整備を図るものであります。

【前期計画の成果目標・活動指標と実績見込み】

項目	目標値 令和5年度末 (2023年度末)	実績見込み 令和5年度末 (2023年度末)
地域生活支援拠点設置数	1箇所以上	1箇所
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上	
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数	1回	1回
地域生活支援拠点の評価の実施回数	1回	1回

富津市地域生活支援拠点は、令和4年(2022年)4月に市内障害福祉サービス事業所への説明会を実施し、富津市基幹相談支援センター(えこ)をコーディネート役として、市内福祉関係事業所等が連携して支援体制を構築する面的整備により、令和4年(2022年)6月から運用を開始しました。

区長会議や民生児童委員会議や地域包括支援センター定例会などで富津市地域生活支援拠点の周知を行い、地域住民との連携体制の構築に努め、対象者の把握と登録を進めていますが、対象者の登録件数は少ない状況です。引き続き、地域生活支援拠点の機能強化を図るため、5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を地域の実情に応じた整備により強化を推進していくことが求められています。

② 今期計画における取り組み

地域生活支援拠点における支援の実施には、地域住民や関係機関との連携体制が不可欠となることから、引き続き周知活動を行い富津市地域生活支援拠点への理解を得るとともに、登録件数を増やしていきます。

また、その機能充実に向けて活動計画と目標設定を行うとともに、事業の評価を実施し、その取組状況を検証しています。さらに、富津市地域生活支援拠点に登録している事業所と情報を共有し、適切に運用できるよう努めています。

強度行動障害を有する人に対しては、障がい特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境要因や支援ニーズを把握し、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含めた支援に努めます。なお、強度行動障害を有する人の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要となります。このため、富津市基幹相談支援センター（えこ）の主導のもと、強度行動障害を有する人の暮らしに応じて、各障害福祉サービス事業所がそれぞれの役割を果たしながら連携して支援にあたる体制の整備を目指します。

【成果目標】

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年 1 回以上	国の基本指針に即し、地域生活支援拠点の機能の充実のために、運用状況の検証及び検討する会議を開催する。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	支援ニーズ等把握のための検討部会の設置	国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度(2026 年度)末までに、富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に、強度行動障害を有する人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関と共有する検討部会を設置して連携した支援体制の整備を進める。

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 計画値	令和 7 年度 (2025 年度) 計画値	令和 8 年度 (2026 年度) 計画値
地域生活支援拠点設置数(箇所)	1	1	1
コーディネーターの配置人数(人)	1	2	2
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数(回/年)	1	1	1
地域生活支援拠点の評価の実施回数(回/年)	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 前期計画の成果と課題

前期計画では、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（以下、本項において「就労移行支援事業等」といいます。）を通じて福祉施設から一般就労に移行する人数を 10 人、就労移行支援事業等を通じた就労定着支援事業の利用率を 70%以上、また、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を 70%以上とすることを目標に取り組んできました。

【前期計画の成果目標】

項目	基準値(実績)	目標値
	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 5 年度末 (2023 年度末)
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	7 人	10 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	3 人	4 人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0 人	1 人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	4 人	5 人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の 就労定着支援事業の利用率	14% (1/7)	70%以上
就労定着率※が8割以上の就労定着支援事業所の割合	—	70%以上

※ 前期計画においては、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

（例：令和5年度の就労定着率は、令和2年度から令和4年度までの就労定着支援の総利用者の令和4年度末時
点での一般就労継続者数から割合を算出）

就労移行支援事業等において、一般就労への移行者数が多いのは就労継続支援B型、就労移行支援、就労継続支援A型となっており、令和 4 年度（2022 年度）までに 9 人が一般就労へ移行しており、令和 5 年度（2023 年度）の実績見込みは 5 人と、一般就労への移行者数は目標値を達成する見込みです。提供体制は整備されつつあることから、引き続き就労移行支援事業等の利用が継続するよう制度周知を図っていく必要があります。

また、富津市障害者総合支援協議会の就労支援部会において、各企業へ向けて障がいのある人の特性の理解を深める研修を行うなど、就労先の拡大に向けて取り組んでおり、引き続き障がい者雇用の創出等に取り組んでいく必要があります。

一般就労移行者の就労定着支援事業の利用率については、令和 3 年度（2021 年度）及び令和 5 年度（2023 年度）は目標を上回る見込みであるものの、令和 4 年度（2022 年度）は、一般就労への移行者数が少なかったこともあり、66.7%となっています。一方、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合については、100%と、目標を上回っています。

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数等の状況】

項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	令和 5 年度 (2023 年度) 実績見込み
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	6 人	3 人	5 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2 人	0 人	1 人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0 人	1 人	0 人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	4 人	2 人	4 人
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者の就労定着支援事業の利用率	100.0%	66.7%	80.0%
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	100.0%	100.0%	100.0%

②今期計画における取り組み

本市の産業特性を活かし、引き続き農福連携事業、又は農林漁業の第 6 次産業化の取り組みを中心として、障がい者雇用の創出等の検討を進めていきます。

また、雇用する側への支援として、富津市障害者総合支援協議会の就労支援部会と連携し、障がい者雇用に関する企業向けの研修などを実施し、障がい者雇用の創出等が進むよう努めています。

さらに、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所との連携強化を図り、利用率の向上に努めます。

【成果目標】

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9 人	国の基本指針に即し、令和 3 年度(2021 年度)実績(6 人)の 1.28 倍以上とする。
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	3 人	国の基本指針に即し、令和 3 年度(2021 年度)実績(2 人)の 1.31 倍以上とする。
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度(2021 年度)実績が 0 人のため、1 人の利用を目標とする。
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	5 人	国の基本指針に即し、令和 3 年度(2021 年度)実績(4 人)の 1.28 倍以上とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 5 割以上の事業所	50%以上	国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
就労定着支援事業の利用者数	10 人	国の基本指針に即し、令和 3 年度（2021 年度）実績（7 人）の 1.41 倍以上とする。
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率*が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%以上	国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とする。

*就労定着率：過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

（例：令和 8 年度の就労定着率は、令和 2 年度から令和 5 年度までに就労定着支援の利用を終了した者のうち、令和 5 年度末時点で雇用された事業所を上記期間就労していた者の人数から割合を算出）

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

①前期計画の成果と課題

前期計画では、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を目指し、以下の項目について整備に取り組んできました。

【前期計画の成果目標と実績見込み】

項目	目標値 令和 5 年度末 (2023 年度末)	実績見込み 令和 5 年度末 (2023 年度末)
児童発達支援センターの設置	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援体制	整備	2 箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	1 箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	1 箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	3 人

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、「きみつ愛児園」等において実施しています。また、近隣市も含めて、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所も整備されました。

医療的ケア児支援のための協議の場については、君津地域 4 市共同で令和 5 年度（2023 年度）

の会議開催に向け、医療機関や事業所などの各方面と調整しています。

②今期計画における取り組み

障がい児及びその家族が障害児福祉サービスを安心して利用できるよう、引き続き、富津市基幹相談支援センター（えこ）や相談支援事業所との連携を図るとともに、君津地域に設置済みの「きみつ愛児園」における児童発達支援センター機能の拡充を図ります。

また、障害児福祉サービス提供事業所において、安定した事業所運営がなされるよう支援していきます。

さらに、君津地域 4 市共同で開催している医療的ケア児支援のための協議の場で、各市及び医療機関や事業所などの各方面と情報共有や課題の洗い出しを行い、更なる支援体制の検討を進めています。

【成果目標】

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置	1箇所以上
	保育所等訪問支援体制	2箇所以上
主に重症心身障害のある児童への支援	児童発達支援事業所	1箇所以上
	放課後等デイサービス事業所	1箇所以上
医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	継続
	医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 計画値	令和 7 年度 (2025 年度) 計画値	令和 8 年度 (2026 年度) 計画値
児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章3.(5)④に記載		
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	本章3.(5)④に記載		
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	本章3.(5)④に記載		
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章3.(5)④に記載		
障害児相談支援の利用児童数	本章3.(5)④に記載		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	3	3	3

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 前期計画の成果と課題

本市では、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するため、令和 3 年度(2021 年度)に富津市基幹相談支援センター(えこ)を設置し、各種相談に応じるとともに、権利擁護・虐待の防止対策等を進めました。

【前期計画の成果目標と実績見込み】

項目	目標値 令和5年度末 (2023 年度末)	実績見込み 令和 5 年度末 (2023 年度末)
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援	基幹相談支援
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	センターの設置	センターの設置

また、相談支援事業所を対象とした研修についても、計画していた年2回の研修を実施するなど、地域の相談支援体制の強化を図っています。

さらに、地域の中核的役割を担う機関として、相談支援事業所や地域包括支援センター、富津市ケアマネジャー協議会等、関係機関と定例会を企画し、連携強化に努めています。

【総合的・専門的な相談支援の実施状況】

項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	令和 5 年度 (2023 年度) 実績見込み
総合的・専門的な相談支援	開始	継続	継続
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言(件/年)	11	12	12
同事業所を対象とした研修の実施(件/年)	2	2	2
同事業所との困難事例に関する検討会議の開催(回/年)	6	6	6

②今期計画における取り組み

引き続き富津市基幹相談支援センター（えこ）による各相談支援事業所への訪問等を通じ、個別事例に関する専門的な指導、助言等を行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の更なる充実を図ります。

また、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成及び職員の確保のため、富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に対応策を検討していきます。

【成果目標】

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	拡充	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標の取り組みを通じて地域の相談支援体制の強化を図る。
富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施する。

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 計画値	令和 7 年度 (2025 年度) 計画値	令和 8 年度 (2026 年度) 計画値
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言(件/年)	12	12	12
同事業所を対象とした人材育成に係る研修の実施(件/年)	2	2	2
同事業所との困難事例に関する検討会議の開催(回/年)	6	6	6
主任相談支援専門員の配置人数(人)	2	2	2
富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(回/年)	0	0	1

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 前期計画の成果と課題

前期計画では、障害者総合支援法の理念や具体的な内容を理解するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等を適切に提供することができるよう、県が実施する研修会への参加や、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上に取り組みました。

【前期計画の成果目標と実績見込み】

項目	目標値 令和5年度末 (2023 年度末)	実績見込み 令和 5 年度末 (2023 年度末)
障害福祉サービス等の質を向上するための取り組み を実施するための体制構築	情報共有・ 研修の場の設置	情報共有・ 研修の場の設置

なお、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導については、大きな制度改正もなく、複数の事業所が同じ請求エラーをすることも少なかったため、実施しない年もありました。

障害福祉サービス等が多様化する中、障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供することが重要となることから、引き続き、利用状況等を把握し、必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかなどの検証を行っていく必要があります。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの状況】

項目	令和 3 年度 (2021 年度) 実績	令和 4 年度 (2022 年度) 実績	令和 5 年度 (2023 年度) 実績見込み
県が実施する研修会への延べ参加者数(人/年)	17	13	9
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導(件/年)	3	0	1

②今期計画における取り組み

県が実施する研修に積極的に参加し、障害福祉サービス等に関する理解を深めるとともに、その提供が適切に行われるよう取り組みます。

また、「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や近隣自治体等と共有することで、適切な支払いに繋がるように努めていきます。

さらに、障がい福祉事業に関する法律の改正があった際は、適切な障害福祉サービスが提供されるよう周知及び指導できる体制の整備を図ります。

【成果目標】

項目	目標値 令和 8 年度末 (2026 年度末)	目標値設定にあたっての考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みを実施するための体制構築	情報共有・研修の場の維持	情報共有・研修の場を維持するとともに、国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標の取り組みを通じて障害福祉サービス等の質の向上を図る。

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和 6 年度 (2024 年度) 計画値	令和 7 年度 (2025 年度) 計画値	令和 8 年度 (2026 年度) 計画値
県が実施する研修会への延べ参加者数(人/年)	16	24	24
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導(件/年)	1	2	2

(8) 発達障がい者等に対する支援

① 前期計画の成果と課題

本市では、乳幼児健康診査、市内保育所への巡回や関係事業所との連携などによる、早期支援と早期発見に取り組むとともに、児童施設職員・教員に対する研修を実施するなど、様々な取り組みを行っています。

一方で、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施につなげられませんでした。

【前期計画の活動指標に掲げた取り組みの状況】

項目	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 実績見込み
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人／年)	0	0	0
ペアレントメンターの人数(人)	3	3	4
ピアサポートの活動への参加人数(人／年)	0	0	0

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、引き続き次の活動指標を設定し、発達障がい者等に対する支援体制の拡充を図ります。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、ニーズの把握に努め、支援プログラム等への受講者を増やすために、関係機関と連携して周知に努めていきます。

また、ペアレントメンターの資格取得者を増やすために富津市障害者総合支援協議会の子ども部会と連携し、方策を検討していきます。

ピアサポートの活動への参加については、ピアサポート活動の周知に努め、ピアソーターの養成に向け、関係機関と連携を図ります。

【活動指標】

項目	令和6年度 (2024年度) 計画値	令和7年度 (2025年度) 計画値	令和8年度 (2026年度) 計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人／年)	5	10	10
ペアレントメンターの人数(人)	4	4	5
ピアサポートの活動への参加人数(人／年)	2	2	4

2. 重点施策

本計画においては、基本目標、並びに成果目標の達成のため、前期計画の成果や課題、アンケート調査・事業所アンケート調査の結果等を踏まえ、次の5つの施策をいきいきふつぶつ障がい者プランにおける重点施策と位置づけ、取り組みを強化していきます。

(1) 居宅サービスの体制整備

① 現状と課題

地域での生活を可能とするためには、居宅サービスの充実を図り、地域で暮らしていくことへの不安感をできるだけ低減していく必要があります。このため市では、サービス提供事業所確保のため、市内に所在する障害福祉・介護保険サービスの各事業所に対して、紙面にてアンケート調査を実施することに加え、アンケートに回答のあった事業所に対してヒアリングを行い、障がい福祉事業への事業参入や規模拡大について意見聴取を実施するなど、居宅サービスの充実に向けて取り組みました。

アンケート調査及び事業所ヒアリングにおいては、「ヘルパーなどの人材確保が困難」、「人材育成が困難である」などの課題があることがわかりました。また、「障害福祉サービスのノウハウがない」「事業としての体制整備に時間がかかる」といった課題も聞き取れました。一方、障害福祉サービスへの参入について、少数ではあるものの、地域のニーズに応じて検討したいとの前向きな回答もありました。

事業所からあげられた人材確保や人材育成に係る課題や事業実施体制の整備に向けた課題に対し、市としてどのような支援を行えるか、その方策の検討を進めていく必要があります。

② 今期計画における取り組み

居宅サービス事業所においては、採用が困難であったり、離職率の高さなどから、人材の確保及び育成に課題があり、需要に対して供給が追いついていない状況にあるため、事業所との協議の場を設け、安定した人材の確保を継続するための方策を検討していきます。

また、引き続き君津地域 4 市共同でも圏域での支援体制の充実を図るといった視点から、障害福祉サービスへの事業参入を働きかけ、事業所の確保を進めています。

【活動目標】

項目	令和 5 年度末 (2023 年度末)	令和 8 年度末 (2026 年度末)目標
市内の居宅介護サービス事業所数	7	9
市内の重度訪問介護サービス事業所数	7	9
市内の訪問入浴サービス事業所数	3	3

(2) チャレンジドオフィスの実施・運用

① 現状と課題

一般就労移行者の拡大に向け、市では、令和 3 年度(2021 年度)に「チャレンジドオフィス」を実施している近隣市に視察に行き、現状と課題を確認し、令和 4 年度(2022 年度)には、「チャレンジドオフィス」実施に向けて富津市障害者総合支援協議会就労支援部会に意見照会を行い、「チャレンジドオフィスふっつ設置・運営要領」案を作成しました。

「チャレンジドオフィス」については、早期に実施可能と結論できたため、令和 6 年度(2026 年度)からの「チャレンジドオフィスふっつ」実施を目指し、府内で準備、調整を進めています。

今後は人事担当課と実施に向けた課題や、その課題を解決するための対応方法を検討し、随時協議を実施していく必要があります。

② 今期計画における取り組み

市が一定期間会計年度任用職員として採用し、日々の業務を通じて就労スキルやマナーの向上、勤怠の安定を図ることにより、社会人としての行動習得を目指し、その職務経験を活かすことで一般就労を円滑に行えることを目的とした「チャレンジドオフィスふっつ」の実施を目指します。

また、今後「チャレンジドオフィスふっつ」を実施した中で生じた課題や、その課題を解決するための支援方法を検討したり、民間企業等への就労を移行するための支援について、人事担当課や関係機関と連携・協議の上、「チャレンジドオフィスふっつ」の運用が継続できるよう支援していきます。

【活動目標】

項目	令和 8 年度末(2026 年度末)目標
チャレンジドオフィスふっつによる採用延べ人数(人)	3

(3)本人の視点を重視した支援の展開(自発的活動支援事業)

①現状と課題

障がいのある人が自立した暮らしを営むことができるようになるためには、障がいのある人にとっての社会的障壁を取り除くことが必要であり、そのためには、障がいのある人の視点を一層重視したまちづくり、地域づくりを更に進めていくことが重要です。そこで、障がいのある人やその家族が中心となって集まり、自らの体験や希望、必要としている支援等について語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、あるいは暮らしやすい地域のあり方を一緒に考える場を設置し、そこでの意見を実際の支援やサービスの展開に繋げる仕組みづくりに取り組みました。

令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、本人や家族と語り合う場の開催ができませんでしたが、令和5年度(2023年度)は、各障がい者団体から参加者を選定するなど少人数で開催し、本人や家族の体験や希望、必要としている支援等について聞き取りを実施しています。

聞き取り件数等については、まだ少数であるため、引き続き、本人や家族の体験や希望、必要としている支援等について聞き取り、希望を実現するためにどのような支援等が必要か検討していく必要があります。

②今期計画における取り組み

富津市障害者総合支援協議会の各部会が開催する交流会や、障がい者団体等が開催する情報交換会等の機会を通じて、本人や家族と語り合う場の開催を行い、様々な人が参加できる機会を増やしていきます。また、これらの開催を通じ、実際の支援やサービスの展開に繋げる仕組みづくりを検討していきます。

なお、開催にあたっては、早めの日程調整を行い、周知をすることで、様々な人が本人や家族と語り合う場に参加できるように促します。

【活動目標】

項目	令和6年度 (2024年度) 目標	令和7年度 (2025年度) 目標	令和8年度 (2026年度) 目標
本人や家族と語り合う場の開催(回/年)	2	3	4

(4) 相談支援体制の強化によるひきこもり対策

① 現状と課題

アンケート調査でも少数ながらみられたひきこもりの心配のある人への対策を講じるため、富津市基幹相談支援センター（えこ）、地域での身近な相談相手でもある区長や民生委員等との連携体制の構築を図り、実態の把握に努めてきました。具体的には、ひきこもりの相談窓口を富津市基幹相談支援センター（えこ）と明確化し、区長や民生児童委員の全体会で周知しています。

ひきこもりの相談の中には疾患が原因である場合が多いものの、多くのケースはそれが未治療のままであるがゆえに現症を引き起こしているため、アウトリーチにより状況を把握し、関係機関と個別支援会議等の中で情報共有や支援方法の検討することで、医療や福祉につなげることができました。

一方、医療や福祉が必要であるにもかかわらず、どの医療機関及び支援機関にもつながっていない人をどのように把握していくかが今後の課題となります。

② 今期計画における取り組み

区長や民生児童委員のほか、地域包括支援センターやケアマネジャーにも引き続き相談窓口の周知を行うことで連携体制を強化し、支援が必要な人の把握に努めています。

また、医療や福祉が必要であるにもかかわらず、どの医療機関及び支援機関にもつながっていない人を把握するためのプラットフォームの設置を進めていきます。

【活動目標】

項目	令和8年度(2026年度)目標
ひきこもり支援に対するプラットフォームの設置	設置

(5) 理解促進研修・啓発事業の強化

① 現状と課題

障がいへの理解を深めることは、障がい福祉政策の根幹となる重要な取り組みです。アンケート調査では現在もなお2割台半ばの人が、障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験があると回答しており、事業所アンケート調査でも障がいへの理解は、これまでとあまり変わらないとの意見が多かったことからも、障がいへの理解促進・啓発事業を更に強化していくことが必要です。

市では、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会と連携し、部会が開催している勉強会「あつたかふつエンジョイトーク」への参加者の増加や、障がいへの理解を深めるための市内の小・中学校

への福祉教育プログラム提供に取り組んできましたが、あったかふつエンジョイトークは、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により未開催であり、令和4年度（2022年度）からZoomを利用した研修から再開しています。主な参加者は市内事業所等の職員で、市民の方の参加者が少ないとことから、今後は市民の参加が増加するための方策を検討する必要があります。

②今期計画における取り組み

「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を宮むことができる社会の実現のためには、障がいについて理解し、一人ひとりが何ができるのかをより多くの人に考え、学んでもらう機会を増やすことが必要となることから、富津市障害者総合支援協議会の各部会と連携し、各部会が開催している勉強会や研修会への市民の参加者の増加を目指とした取り組みの強化を図ります。

開催にあたっては、市民が参加しやすい研修や興味を示すテーマでの研修を選定するとともに、事業所の職員向けの研修も引き続き行い、各部会が開催する勉強会や研修会への参加者が増えるよう取り組みの強化を図ります。

また、引き続き研修の開催案内を市の広報やホームページ等に掲載するとともに、SNSなどを活用し、市民の方などへ積極的に参加を募ります。

【活動目標】

項目	令和6年度 (2024年度) 目標	令和7年度 (2025年度) 目標	令和8年度 (2026年度) 目標
障がい福祉に関する研修等への参加者数 (うち、市民の参加者数) (人/年)	85 (10)	90 (15)	100 (20)
障がい福祉に関する広報紙等発行数(回/年)	1	1	1

3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画と展開方策

本項では、計画期間における各障害福祉サービス・障害児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや、見込量の確保の方策を定めます。必要な量の見込みは、前期計画の実績、アンケート調査・事業所アンケート調査の結果、成果目標との整合、サービスの特性などを総合的に勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスです。

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報(代筆、代読含む)等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。

サービス名	概要
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

②前期計画期間の概況

居宅介護についてここ3年間は、1か月当たりの利用人数、利用時間が計画を下回り、ほぼ横ばいで推移しています。また、同行援護については、ここ数年、利用者数に大きな変動はないものの、新型コロナウイルス感染症の影響により外出控えがあったため、1人当たりの利用時間は減少したものと想定されます。

一方、重度訪問介護については、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の難病の人の利用が開始したことから、特に利用時間が大きく増加しています。

行動援護、重度障害者等包括支援については、計画期間中の利用はありませんでした。

③今期計画の課題

訪問系サービスは地域での生活を支える基盤として、引き続き、重要サービスと位置づけて整備を図ることが求められますが、居宅介護は事業所が少なく、サービス提供体制の整備が大きな課題といえます。また、重度訪問介護については、今後も支給量の増大が懸念されるため、サービス提供体制の確保について、改めて検討することが必要です。

同行援護についても、新型コロナウイルス感染症が5類になり、今後は従来程度まで需要が回復することも想定されることから、引き続き提供体制を整備しておく必要があります。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間 (時間/月)	計画値	1,505	1,566	1,626	1,391	1,427
	実績		1,316	1,254	1,355		
	利用人数 (人/月)	計画値	99	103	107	77	79
	実績		77	73	75		
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)	計画値	0	184	368	1,601	1,601
	実績		217	769	1,274		
	利用人数 (人/月)	計画値	0	1	2	3	3
	実績		2	3	3		
同行援護	利用時間 (時間/月)	計画値	88	113	151	74	74
	実績		53	55	74		
	利用人数 (人/月)	計画値	7	9	12	6	6
	実績		5	6	6		
行動援護	利用時間 (時間/月)	計画値	14	14	14	0	0
	実績		0	0	0		
	利用人数 (人/月)	計画値	3	3	3	0	0
	実績		0	0	0		
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間/月)	計画値	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0		
	利用人数 (人/月)	計画値	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

訪問系サービスの充実は、本章2.(1)(居宅サービスの体制整備)で述べたとおり今期計画の重点施策として取り組む内容であり、安定した人材の確保を継続するための方策を検討していくとともに、引き続き障害福祉サービスへの事業参入を働きかけ、事業所の確保に努めます。ただし、重度障害者等包括支援については、県内に事業所がなく、ニーズに対応することができない状況であることから、

複数サービスの組み合わせによるサービスの確保を継続しながら、事業所との協議を行います。さらに、各サービスを希望する人に対して、制度やサービス内容の周知を一層進めます。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

日中活動系サービスは、日中の生活支援や自立に向けた就労支援等を行うものです。

サービス名	概要
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	支援者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護(デイサービス)	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、身体障がいのある人又は難病等対象者に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

サービス名	概要
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」利用前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。 B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営むまでの各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

②前期計画期間の概況

日中活動系サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響等から令和 3 年度（2021 年度）以前の利用が控えられているものが一部ありましたが、徐々に従来どおりの利用状況に戻りつつあります。また、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援など「就労系障害福祉サービス」は、順調に利用が増えており、特に就労継続支援（A型）は、市内に事業所ができたことから、需要の高まりがうかがえます。

さらに、生活介護についても、利用者数は緩やかな増加傾向にあり、そのうち重度障がい者の利用

が約5割を占めています。

短期入所(福祉型)については、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所が受入れを制限していた影響もあり、利用者数は減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症が5類になったことから今後の増加が見込まれます。

なお、自立訓練(機能訓練)についても利用者数に緩やかな減少がみられ、令和4年度(2022年度)から利用者がいなくなつた一方、自立訓練(生活訓練)や宿泊型自立訓練については、生活の自立を目的として一定の利用者があるため、概ね横ばいで推移しています。

③今期計画の課題

生活介護(デイサービス)は恒常的に利用されており、引き続き重要サービスとして位置づけて整備することが必要です。

就労移行支援と就労継続支援(A型)については、アンケート調査においても今後の利用意向が高いため、受入先の確保や就労後のフォローのための就労定着支援の活用を含め支援を強化していくことが重要です。また、就労継続支援(B型)についても、令和4年度(2022年度)から利用者数が計画値を上回って推移しており、利用者の就労移行に向けたステップアップが課題となります。

その他、療養介護、宿泊型自立訓練も重要サービスであること、短期入所(ショートステイ)は支援者のレスパイトにも資するので、更なる受入体制の整備が求められます。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
短期入所 (福祉型)	利用日数 (日/月)	計画値	261	270	279	195	221
		実績	126	143	156		
	利用人数 (人/月)	計画値	29	30	31	15	17
		実績	9	11	13		
うち 重度障がい者	利用人数 (人/月)	計画値				13	14
		実績	9	10	12		

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
短期入所 (医療型)	利用日数 (日/月)	計画値				0	1
	実績	0	0	0			
	利用人数 (人/月)	計画値				0	7
	実績	0	0	0			
うち 重度障がい者	利用人数 (人/月)	計画値			0	0	1
	実績	0	0				
療養介護	利用人数 (人/月)	計画値	4	4	4	3	3
	実績	3	3	3			
生活介護 (デイサービス)	利用日数 (日/月)	計画値	2,983	3,021	3,059	3,253	3,272
	実績	3,131	3,230	3,243			
	利用人数 (人/月)	計画値	157	159	161	174	175
	実績	168	173	173			
うち 重度障がい者	利用人数 (人/月)	計画値				80	81
	実績	75	77	79			
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日/月)	計画値	30	30	30	0	12
	実績	24	0	0			
	利用人数 (人/月)	計画値	5	5	5	0	1
	実績	2	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (日/月)	計画値	84	84	84	71	71
	実績	83	73	53			
	利用人数 (人/月)	計画値	4	4	4	3	3
	実績	4	3	2			
うち 精神障がい者	利用人数 (人/月)	計画値				2	2
	実績	2	2	2			
宿泊型自立訓練	利用日数 (日/月)	計画値	60	60	60	60	60
	実績	100	84	60			
	利用人数 (人/月)	計画値	2	2	2	2	2
	実績	3	3	2			

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労選択支援	利用人数 (人/月)	計画値				1	1
		実績					
就労移行支援	利用日数 (日/月)	計画値	153	153	153	118	138
		実績	84	99	112		
就労継続支援 (A型)	利用人数 (人/月)	計画値	9	9	9	6	7
		実績	4	5	6		
就労継続支援 (B型)	利用日数 (日/月)	計画値	160	180	200	246	269
		実績	124	189	216		
就労定着支援	利用人数 (人/月)	計画値	8	9	10	11	12
		実績	5	9	10		
	利用日数 (日/月)	計画値	1,700	1,717	1,734	2,057	2,108
		実績	1,755	1,862	2,048		
	利用人数 (人/月)	計画値	100	101	102	121	124
		実績	104	109	118		
	利用人数 (人/月)	計画値	3	4	5	9	9
		実績	6	11	11		

(注) 令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

本市における日中活動系サービスは比較的充実しており、今後も事業者への各種情報提供を通じてサービスの利用拡大に対応していくよう、不足しているサービスの開始も含め働きかけを行っていきます。また、増大する就労ニーズに応えるため、就労継続支援事業所に対し、就労移行及び定着支援サービスを一括して提供する体制づくりへの取り組みを促すなど、一般就労へつながりやすい新たな方策の検討を事業所と連携して進めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

居住系サービスには、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

サービス名	概要
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援等を利用していった障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営むまでの各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

② 前期計画期間の概況

施設入所支援については、新規入所者もあり、計画値を上回って推移しています。また、共同生活援助(グループホーム)は計画を上回る速さで利用が進んでおり、このうち精神障がい者、重度障がい者の割合も増加傾向にあります。

自立生活援助については、令和4年度(2022年度)から利用者があり、今後も地域生活支援拠点の整備等を背景に、地域での生活を希望される利用者の増加が見込まれます。

③ 今期計画の課題

施設入所者の地域生活への移行の推進を図るために、自立生活援助の利用や地域における住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。しかし、施設入所者数が計画値を上回って推移している理由として、地域で重度障がい者を受け入れる体制が未だ十分に整っていないことが考えられます。さらに、施設入所者が地域生活に移行する上で必要とする支援等については、地域生活支援拠点の「体験の機会・場」や「専門的人材の確保・養成」の機能と連動して取り組みを進めていく必要があります。

また、グループホームについては利用者の高齢化への対応策の検討が必要です。さらに、在宅で暮らす人についても親の高齢化に伴いグループホーム等へのニーズが高まってきており、その対策が必要となります。このほか、自立生活援助については、地域に移行するための居宅サービスの整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
施設入所支援	利用人数 (人/月)	計画値	54	54	53	53	52
		実績	55	54	54		
自立生活援助	利用人数 (人/月)	計画値	0	0	1	6	7
		実績	0	3	5		
うち 精神障がい者	利用人数 (人/月)	計画値	0	0	1	2	3
		実績	0	1	2		
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)	計画値	98	107	117	131	140
		実績	98	114	123		
うち 精神障がい者	利用人数 (人/月)	計画値	33	38	43	48	52
		実績	34	38	44		
うち 重度障がい者	利用人数 (人/月)	計画値	/	/	/	27	28
		実績	23	24	26		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

今期も地域への移行を進める観点から、共同生活援助は居住系サービスの中心的なサービスであり、今後も安定した提供を継続していくよう、相談支援事業所等と連携して情報収集・共有を図ります。一方、自宅等への移行も進めるため、本章2.(1)(居宅サービスの体制整備)で述べたとおり、居宅サービス事業者の参入促進に努めます。

(4) 計画相談支援、地域相談支援

① サービスの概要

計画相談支援、地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成や関係機関及びサービス事業者等との連絡調整などを行うものです。

サービス名	概要
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障害福祉サービスの申請等に係る障がいのある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。また、「サービス等利用計画」が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、必要に応じて「サービス等利用計画」の見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	地域での生活に移行する障がいのある人及び地域に移行した障がいのある人を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

② 前期計画期間の概況

計画相談支援は、概ね計画通りの利用があり、利用者数も年々増加傾向にあります。また、地域移行支援についても少しずつ利用者数が増加しており、制度周知が図られてきたと考えられます。

一方、地域定着支援は利用実績が少ない状況です。

③ 今期計画の課題

今後、計画相談支援へのニーズは更に高まることが予想されます。また、利用者の多様化・複合化

する課題に対し、必要とするサービスを的確、かつ効果的・効率的に提供することができるよう、計画相談員の人材確保及び資質向上がより一層必要となっています。一方、地域相談支援は、自立生活援助と同様、地域に移行するための基盤整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今期計画

年度 サービス名		第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
計画相談支援	利用人数 (人/年)	計画値	1,080	1,096	1,112	1,100	1,108
		実績	1,074	1,097	1,092		
地域移行支援	利用人数 (人/年)	計画値	2	3	3	1	1
		実績	1	2	0		
うち 精神障がい者	利用人数 (人/年)	計画値	1	1	1	0	0
		実績	1	1	0		
地域定着支援	利用人数 (人/年)	計画値	0	0	1	0	0
		実績	0	0	0		
うち 精神障がい者	利用人数 (人/年)	計画値	0	0	1	0	0
		実績	0	0	0		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援は不可欠であることから、利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、引き続き相談支援員の人材確保や資質向上を行い、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行います。

また、地域移行支援・地域定着支援は、今まで以上に障がいのある人の生活に密着したものとなり、その支援にあたっては、障がいに関する知識はもちろん、社会的・経済的な知識も必要になる事例が発生することも想定されます。制度活用のため、富津市基幹相談支援センター(えこ)を中心とした市内の相談支援体制を整備し、相談対応の質の向上を含め、サービスの一層の強化を図ります。

(5) 障害児通所支援、障害児相談支援

①サービスの概要

障がいのある児童に対し、将来の自立した生活を実現するため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

サービス名	概要
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童又は保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的なケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を市単独、又は圏域に配置します。

②前期計画期間の概況

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、利用人数を伸ばして推移しています。中でも児童発達支援については、市の療育等支援事業を利用している児童の利用が増えている状況にあります。

また、保育所等訪問支援については、令和 3 年度（2021 年度）まで利用児童がいませんでしたが、令和 4 年度（2022 年）から 2 人の児童が利用しています。

さらに、医療的ケア児等については全国的に増加傾向にあり、本市においても令和 4 年度（2022 年）から 1 人の児童が居宅訪問型児童発達支援を利用しており、今後も、緩やかな利用量の増加が見込まれます。なお、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、令和 5 年度（2023 年度）から 3 人を配置しています。

③今期計画の課題

児童発達支援や放課後等デイサービスは、需要が高まってきており、希望する事業所を利用することができないなどの問題が生じているため、適切な支援機関へつなげるよう、また、児童一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に対応していくことの確保に取り組んでいく必要があります。

保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援については、君津地域 4 市内でも事業所数に限りがあることから提供体制の整備が課題であり、サービスの提供体制の確保について検討することが必要です。

障害児相談支援については、今後も、多様化・複合化する状況に対して的確に応えられる利用計画の作成ができるよう、計画相談支援同様、相談員の確保及び資質向上を図ることが必要です。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第2期			第3期			
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
児童発達支援	利用日数 (日/月)	計画値	260	260	260	369	394	420
	実績	233	310	334				
	利用人数 (人/月)	計画値	20	20	20	44	47	50
	実績	25	39	42				
放課後等デイ サービス	利用日数 (日/月)	計画値	700	700	700	946	979	1,012
	実績	768	797	919				
	利用人数 (人/月)	計画値	70	70	70	86	89	92
	実績	76	79	83				
居宅訪問型児童 発達支援	利用日数 (日/月)	計画値	0	0	0	11	11	22
	実績	0	4	11				
	利用人数 (人/月)	計画値	0	0	0	1	1	2
	実績	0	1	1				
保育所等訪問 支援	利用日数 (日/月)	計画値	1	1	1	3	3	3
	実績	0	1	2				
	利用人数 (人/月)	計画値	1	1	1	3	3	3
	実績	0	1	2				
障害児相談支援	利用人数 (人/月)	計画値	14	17	20	15	15	15
	実績	11	14	15				
医療的ケア児に 対するコーディネ ーターの配置	配置人数 (人)	計画値	1	1	1	3	3	3
	実績	1	1	3				

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

現在君津圏域全体では需要に対応できていますが、障害児通所支援については、利用者、利用日数とも増加傾向にあるため、利便性向上の観点から市内での新規事業所の参入促進を図るなど、身近な地域で支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるよう、受入体制の拡大に努めます。

なお、医療的ケア児に対するコーディネーターについては、現在の配置人数の維持に努めます。

4. 地域生活支援事業の今期計画と展開方策

本項では、計画期間における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定め、本章3.(障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画と展開方策)と同様に必要な量の見込みも算出します。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

① 事業の概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で直面する「社会的障壁」を除去し、地域共生社会の構築を目指すため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を活発化させ、地域住民への働きかけを強化します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいがある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

② 前期計画期間の概況

理解促進研修・啓発事業については、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会が中心となり、広く市民にも開かれた勉強会「あったかふつつエンジョイトーク」等を開催しています。

「あったかふつつエンジョイトーク」については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止していましたが、令和4年度(2022年度)は障害者虐待防止、障害者差別解消を題材にZoomと参集でのハイブリッド式にて実施し、18人が参加して障害者虐待防止法、障害者差別解消法への理解を深めました。令和5年度(2023年度)は、津久井やまゆり園事件を題材に障がいのある人への意思決定支援について、講師を招いてZoomにて開催し、60人が参加しています。

また、今年度中に成年後見制度の研修についても実施を予定するなど、障がいのある人自身の制度理解や市民への啓発に加え、地域の支援者・関係者等の知識向上も図りつつ、交流・研究の機会としても役立っています。さらに、小・中学生に向けての障がいへの理解促進のため、福祉教育プログラムを実施しています。一方、自発的活動支援事業の実施はありませんでした。

③今期計画の課題

理解促進研修・啓発事業は、障がいへの理解を深めるための重要な取り組みであり、今後も引き続き注力していくことが必要です。他方、主な参加者は市内事業所等の職員で、市民の方の参加者が少ない等の課題もあるため、勉強会の開催を広く周知する等も今後の課題です。また、学校教育の場における取り組みも一層進めていく必要があります。

自発的活動支援事業は、地域におけるニーズの掘り起こしのための本人の希望を発表できる場づくりなど、具体的な方法を検討することが今後の課題です。

④実績と今期計画

理解促進研修・啓発事業は、本章 2. (5) (理解促進研修・啓発事業の強化) ①・②に記載のとおりです。

自発的活動支援事業は、本章 2. (3) (本人の視点を重視した支援の展開) ①・②に記載のとおりです。

⑤取り組みの方向性

理解促進研修・啓発事業は、今期計画においても重点施策として位置づけている「あったかふつつエンジョイトーク」の取り組みと小・中学校への福祉教育プログラムの提供（本章2. (5) 理解促進研修・啓発事業の強化）を中心に展開していきます。その他にも、講演会の開催等を通じて啓発活動を展開していきます。

また、自発的活動支援事業についても、重点施策である「本人の視点を重視した支援の展開」（本章2. (3)）を中心に取り組んでいきます。

(2)相談支援事業

①事業の概要

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の支援者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人（児童）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及び他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を行います。 本市では、令和3年度（2021年度）から事業を拡張し、基幹相談センター事業として実施しています。
基幹相談支援センター（障害者相談支援事業、機能強化事業含む）	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。また、相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸アパート・マンション・一戸建住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。
富津市障害者総合支援協議会	地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

②前期計画期間の概況

本市では、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するため、令和3年度（2021年度）に富津市基幹相談支援センター（えこ）を設置し、障害者相談支援事業を拡張した形で、保健・医療・福祉・教育・就労、そして生活など多岐にわたる障がい福祉に関する相談に対応しています。

また、精神保健福祉士や社会福祉士といった専門職を配置し、関係機関とも連携しながら関係者への働きかけや調整を行い、最適なサービスへと繋げていくなど、課題の解決に当たっています。

③今期計画の課題

相談件数が増加していく中、ますます多様化、かつ複合化する相談に対して的確な助言を行い、解決に導いていけるようにするため、今後も相談員の人材確保や資質向上を図るなど、体制の強化が必要不可欠となります。また、寄せられた相談内容を踏まえながら、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、困難ケース等に対応していくことも求められます。

④実績と今期計画

基幹相談支援センター（障害者相談支援事業、機能強化事業含む）と富津市障害者総合支援協議会については、本章Ⅰ. (6)（相談支援体制の充実・強化等）①・②に記載のとおりです。

⑤取り組みの方向性

富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に、関係機関とのネットワーク構築・連携強化を図りつつ、成果目標（本章Ⅰ. (6) 相談支援体制の充実・強化等）の達成を目指して取り組みを進めていきます。また、住宅入居者等支援事業についても富津市基幹相談支援センター（えこ）での実施の検討を行います。

（3）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

①事業の概要

知的障がいや精神障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を必要とする人への制度利用に関する支援を行います。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

②前期計画期間の概況

成年後見制度利用支援事業については、徐々に制度周知が図られ、各年度利用されており、特に令和4年度（2022年度）は、4件の利用がありました。なお、後見人に対する報酬の支払いに係る費用負担が困難な人への助成については、令和2年度（2020年度）から実施しています。

一方、成年後見制度法人後見支援事業については、富津市社会福祉協議会が「ふっつ成年後見支援センター」を平成27年4月1日に設立し、法人後見事業を実施しています。令和5年4月1日までに17件の法人後見を受任しており、被後見人の権利擁護に努めています。そのほかにも、成年後見に関する相談支援や市民後見人の養成、成年後見制度の啓発事業等が実施されています。

③今期計画の課題

高齢化の進展に伴い、今後は成年後見制度の利用が有用な人が増加することが見込まれるため、成年後見制度利用支援事業の充実が必要です。また、成年後見制度法人後見支援事業についても、ふっつ成年後見支援センターの活動を支援していくことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名	利用人数 (人/年)	計画値	第6期			第7期		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
成年後見制度 利用支援事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	2	2	2	2	2
		実績	1	4	2			
成年後見制度法 人後見支援事業	利用件数 (件/年)	計画値				0	0	1
		実績	0	0	0			

（注）令和5年度（2023年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

成年後見制度利用支援事業は利用実績が少ないものの、潜在的なニーズは多いと考えられることから、いつでも対応が可能となるように情報の収集や市職員の知識の習得に努めます。

また、今後中核機関として機能拡充したふっつ成年後見支援センターの実現に向けて、既存で行っている業務内容について、不足分についての洗い出しを行い、それらを解決するする方法について富津市社会福祉協議会と協議を進めます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

① 事業の概要

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。また、手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人とその他の人の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

② 前期計画期間の概況

手話通訳者派遣事業は、派遣件数、派遣人数とも計画値を大幅に上回る利用がありました。要約筆記者派遣事業の利用はありませんでした。

また、手話奉仕員養成研修事業は、受講者は毎年少人数ではあるものの、確実に手話奉仕員の増加を図ることができます。

③ 今期計画の課題

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように体制の整備を続けることが重要です。また、手話奉仕員養成研修事業は、地域における手話奉仕員の増加を目指し、受講者を増やすための制度の周知や啓発活動等の対策を継続的に行っていくことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
手話通訳者派遣事業	派遣件数 (件/年)	計画値	11	11	11	122	122
		実績	26	81	122		
	派遣人数 (人/年)	計画値	15	15	15	123	123
		実績	27	84	123		
要約筆記者派遣事業	派遣件数 (件/年)	計画値	1	1	1	0	1
		実績	0	0	0		
	派遣人数 (人/年)	計画値	1	1	1	0	1
		実績	0	0	0		
手話奉仕員養成研修事業	受講人数 (人/年)	計画値	2	2	2	2	2
		実績	1	3	3		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように体制の整備を継続していきます。一方、手話奉仕員養成研修事業は、受講者を増やすため聴覚障がい者団体やボランティア団体と連携して制度の周知や啓発活動等の強化に努めます。

(5)日常生活用具給付等事業

①事業の概要

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活における利便の向上を図ります。

サービス名	概要
日常生活用具給付事業	日常生活上の利便向上を図るため、障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・音声式体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	スロープ・手すり等、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

②前期計画期間の概況

日常生活に支障がある障がい者(児)に対して、生活上の便宜を図るための用具として日常生活用具は必要となります。今期計画においては、全体的に計画値を上回る給付が行われております。また、排せつ管理支援用具排せつ管理支援用具は、給付規模としても大きいことから適正な給付を行うためにも、適宜計画値を見直していくことが必要です。

③今期計画の課題

日常生活用具給付等事業については、申請内容を厳格・公正に審査し、速やかに給付が行われるようにすることが重要です。また、介護保険制度との併給に関しては、制度の周知に努めて、適正な給付が行われるよう整理することが求められます。

④実績と今期計画

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2	4	4
		実績	5	2	4		
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	5	5	5	9	9
		実績	7	7	9		
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	10	10	10	43	43
		実績	42	35	43		
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	4	4	4	6	6
		実績	10	5	4		
排せつ管理支援用具	利用件数 (人/年)	計画値	107	106	105	125	125
		実績	125	120	124		
居住生活動作補助用具	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2	1	1
		実績	0	0	1		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

引き続き、制度の周知を図り、障がいのある人の日常生活における利便性の向上に努めます。

(6)移動支援事業

①事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

②前期計画期間の概況

移動支援事業については、令和2年度（2020年度）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく利用者が減少しており、計画値を下回って推移しています。

③今期計画の課題

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援することは必要となることから、引き続き移動支援事業実施体制を整備しておくことが重要となります。市内にはサービス事業者が少ないとことから、今後は利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で対応すべく、新たな担い手の確保が必要です。

④実績と今期計画

サービス名	利用時間 (時間/月)	計画値	第6期		第7期		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
移動支援事業	計画値	483	483	483	235	235	235
	実績	235	256	223			
	計画値	50	50	50	24	24	24
	実績	25	25	23			

（注）令和5年度（2023年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

新型コロナウイルス感染症の影響も収まりつつある中で、引き続き外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援していきます。このため、事業の担い手の確保に向けて、既存事業者への事業拡大の働きかけと併せて、本章2.（1）（居宅サービスの体制整備）と同様に検討を進めます。

（7）地域活動支援センター事業

①事業の概要

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化するため、下表の事業を行います。

サービス名	概要
地域活動支援センターⅠ型	専門員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成等を行います。
地域活動支援センターⅡ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業等を行います。

②前期計画期間の概況

Ⅰ型は、近隣地域では該当施設がケアセンターさつき(袖ヶ浦市)の1箇所であるため、君津地域4市の共同委託で実施しており、計画値を上回って利用されています。

Ⅱ型は、令和3年度(2021年度)中に介護保険の移行など他サービスへ利用者が移行したため、令和4年度(2022年度)以降は実績がありませんでした。

Ⅲ型は、事業所の廃止もあり、令和4年度(2022年度)以降は計画値を下回って利用されています。

③今期計画の課題

Ⅰ型は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につながる取り組みとなりますので、今後も積極的に利用を促すことが必要です。Ⅱ型及びⅢ型は、生活介護や自立訓練等、同種のサービスが展開されていることから、利用者の希望に沿ったサービスの選択を適切に行うことが必要です。

④実績と今期計画

サービス名	利用人数 (人/月)	年度	第6期			第7期		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
地域活動支援センターⅠ型		計画値	7	9	9	16	16	16
		実績	15	16	15			
地域活動支援センターⅡ型		計画値	5	5	5	0	0	0
		実績	3	0	0			
地域活動支援センターⅢ型		計画値	7	7	7	5	5	5
		実績	7	5	5			

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

利用者の意向や特性等を踏まえながら最適なサービスが提供されるよう、成果目標(本章 I.(6)相談支援体制の充実・強化等)の取り組みを進め、可能な限り利用者の希望や実情に沿ったサービスの選択につなげていきます。

(8)任意事業

①事業の概要

本市では地域の実情や利用者ニーズに対応するため、次の任意事業を実施又は検討します。

サービス名	概要
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進します。
巡回支援専門員整備事業 (療育等支援事業)	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所(週3日)や市内保育所(園)・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスを行い、その児童の発達を支援します。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、訪問により居宅において入浴サービスを提供することを通じ、在宅での生活を支援します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がいのある人等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

②前期計画期間の概況

任意事業の利用実績は、一部計画期間中の利用がない事業や計画値を下回って推移している事業もありますが、全体的には概ね計画どおりの利用となっており、底堅い利用ニーズがあることがうかがえます。

③今期計画の課題

今後もサービスの必要性等を踏まえながら計画を立案していくことが求められます。

なお、知的障害者職親委託制度事業は、委託終了後に本人の就業状況と定着状況、生活状況をアウトカムとして評価を行い、事業の効果を高めることが重要です。

一方、巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）の来所人数が増加傾向となっており、ニーズに対応するため、事業拡大を図る必要があります。さらに、訪問入浴サービスや雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業については、利用ニーズを把握し、整備を進めることができます。

なお、前期計画の令和3年度（2021年度）から訪問入浴サービス事業を開始していますが、まだ利用者が少ない状況となっているため、引き続き事業の周知を図っていく必要があります。

④実績と今期計画

サービス名	利用件数 (件/年)	計画値	第6期			第7期		
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
知的障害者職親 委託制度事業	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績	2	1	1			
日中一時支援 事業	利用日数 (日/月)	計画値	270	293	315	331	339	347
		実績	225	287	324			
	利用人数 (人/月)	計画値	38	38	38	42	43	44
		実績	33	42	41			
障害者自動車 改造費助成	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	4	2	1			
障害者運転免許 取得費助成	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	1	0	1			

サービス名	年度	第6期			第7期		
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
巡回支援専門員 整備事業(療育等 支援事業)	来所人数 (人/年)	計画値	80	80	80	98	98
		実績	136	109	87		
	巡回訪問回数 (回数/年)	計画値	19	19	19	24	24
		実績	19	20	23		
訪問入浴サービス 事業	利用人数 (人/月)	計画値	12	24	24	2	2
		実績	1	2	1		
雇用施策との連携 による重度障害者 等就労支援特別 事業	利用人数 (人/月)	計画値	0	0	1	0	0
		実績	0	0	0		

(注)令和5年度(2023年度)の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応していきます。特に、日中一時支援事業は家族等への負担軽減や一時的な休息の提供を図るサービスであり、「支援者への支援」(第2章3.(9))のための重要なサービスであることから、周知を図るとともに、サービス事業者と協議し、内容の充実に努めています。

第5章 計画の推進体制と進行管理

いきいきふつ障がい者プランは、その施策や事業を着実に遂行し、かつ、より高い成果を創出するため、以下に示す体制と方法により推進します。

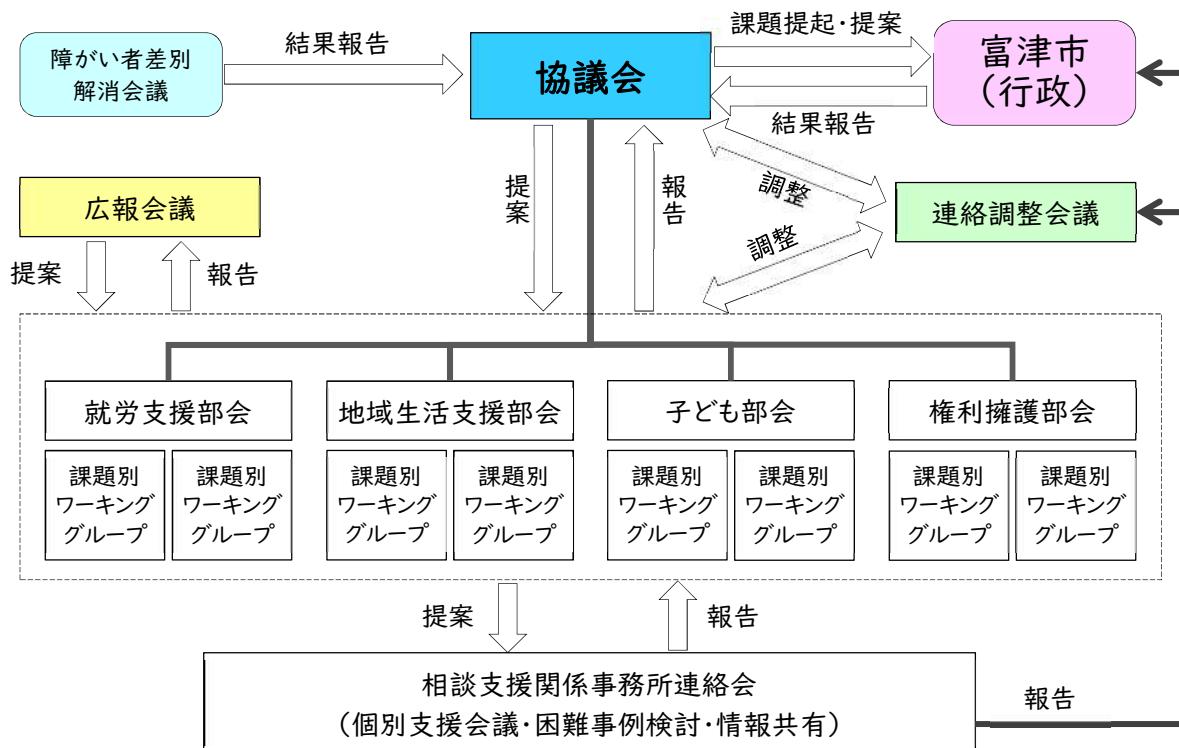
I. 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進

いきいきふつ障がい者プランは、本市とともに「富津市障害者総合支援協議会」が中心となり、その的確な進行管理に努めます。富津市障害者総合支援協議会は、障がいのある人、障害福祉サービス事業者、医師、民生委員、教育機関、行政機関等の様々な関係者により構成されています。いきいきふつ障がい者プランの策定及び進行管理のほか、本市における障害福祉サービス・障害児福祉サービス提供基盤整備のあり方について、福祉、保健・医療、教育、就労等、関連分野を横断しての協議・調整や、サービス提供事業者単位では対応困難なケースを総合的に対応する調整の場、あるいは市民への理解促進・啓発主体の一つとして機能するなど、地域において障がいのある人が、その人の生き方が尊重され、生きがいを持ちつつ充実した日々の暮らしを送ることができるよう、取り組みを行っています。

【富津市障害者総合支援協議会の基本機能】

機能	概要
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
調整機能	地域の関係機関等によるネットワークの構築 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
育成機能	構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開
広報機能	協議会の取り組みの市民への広報、障がいに対する市民への理解促進・啓発事業の展開
評価機能	公平な視点からの検討
計画策定機能	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び進行管理

【富津市障害者総合支援協議会基本構成図】



2. 庁内関係部署の連携強化

いきいきふつたん障がい者プランは、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境、まちづくり、道路交通、防災など広範囲にわたるため、庁内関係部署による連携体制を確立し、総合的、かつ効果的に事業を円滑に実施するための調整に努めます。

3. 国や県、君津地域4市との連携

計画の推進にあたっては、今後、制度が改正されることなども想定されるため、国や県から情報を収集しながら、状況の変化に応じて施策を柔軟に展開していきます。

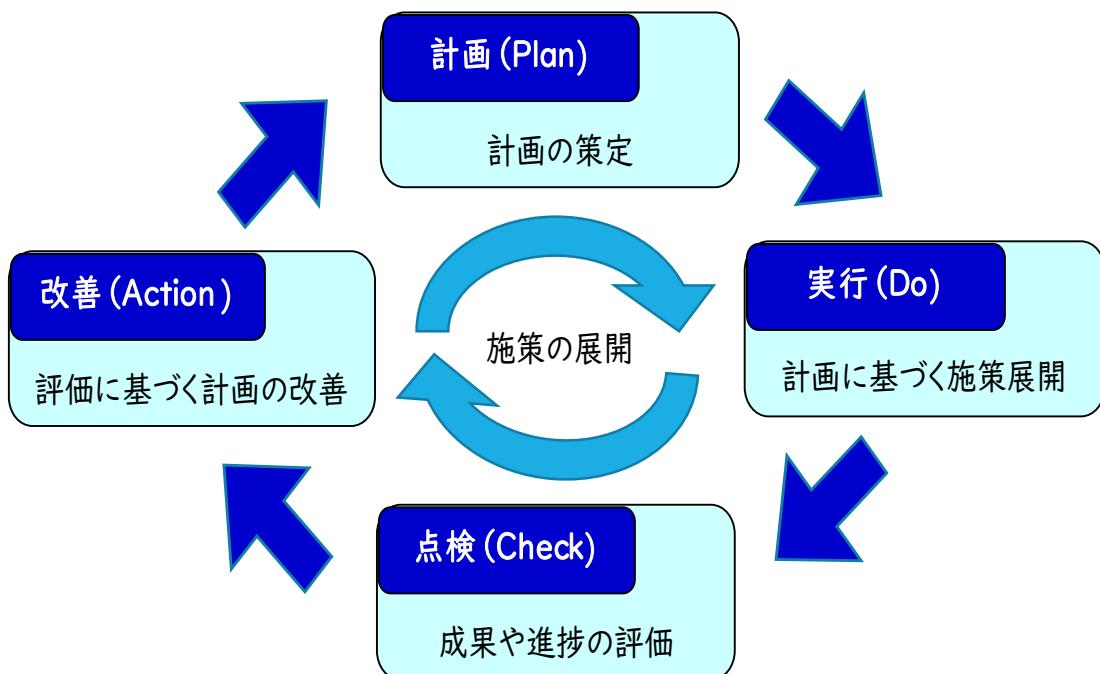
また、専門的な知識を要するケースや広域的に対応することが望ましい取り組みなどについては、県や君津地域4市で適宜、情報交換や協議を行い、4市での共同実施等、適切な連携体制を構築して対応を図ります。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

いきいきふつ障がい者プランは、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するためにPDCAサイクル（事業計画（Plan）⇒事業の実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し・改善（Action））に基づき、取り組みを進めます。障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況のほか、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標、居宅系サービスの整備等の重点施策について、富津市障害者総合支援協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。

そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルによる計画の推進】



資料編

I. 富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 52 号

改正

平成 25 年 3 月 29 日告示第 48 号

平成 26 年 3 月 14 日告示第 17 号

平成 26 年 6 月 23 日告示第 82 号

平成 28 年 3 月 16 日告示第 25 号

平成 31 年 3 月 26 日告示第 32 号

令和 4 年 12 月 14 日告示第 197 号

富津市障害者総合支援協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員

- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱の廃止)

2 いきいきふつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱(平成 20 年富津市告示第 99 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年3月 29 日告示第 48 号)

この告示は、平成 25 年4月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 26 年3月 14 日告示第 17 号)

この告示は、平成 26 年4月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年6月 23 日告示第 82 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 16 日告示第 25 号)

この告示は、平成 28 年4月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年3月 26 日告示第 32 号)

この告示は、平成 31 年4月 1 日から施行する。

附 則(令和4年 12 月 14 日告示第 197 号)

この告示は、令和5年4月 1 日から施行する。

2. 富津市障害者総合支援協議会委員名簿

(令和5年(2023年)4月現在)

	氏名	所属機関	職名	備考
1	三枝 奈芳紀	三枝病院	院長	
2	石井 宏樹	袖ヶ浦さつき台病院	精神科医長	
3	三辻 康一	富津市ろうあ協会	会長	
4	渡邊 明美	富津市手をつなぐ育成会	会長	
5	長谷川 初子	富津市あゆみの会	会長	
6	並木 美幸	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット	センター長	
7	清川 織恵	ケアセンターさつき	センター長	
8	渡邊 浩	どんぐりの郷	施設長	
9	三沢 彰人	グループホームクララの家	管理者	会長
10	森 和浩	望みの門新生舎	施設長	
11	多田 浩司	豊岡光生園	施設長	
12	小池 光徳	地域作業所 和楽	管理者	副会長
13	鈴木 安夫	富津市民生委員児童委員協議会	会長	
14	佐々木 操	千葉県立君津特別支援学校	校長	
15	田中 将和	木更津公共職業安定所	統括職業指導官	
16	露崎 多佳子	千葉県君津健康福祉センター	地域福祉課長	
17	中村 博子	千葉県君津児童相談所	所長	
18	齋藤 孝之	富津警察署	署長	
19	川名 健一	富津市社会福祉協議会	会長	
20	藤寄 勉	児童発達支援センター きみつ愛児園	所長	

3. いきいきふつ障がい者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津市障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふつ障がい者プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部障がい福祉課長の職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4. いきいきふつ障がい者プラン検討委員会委員名簿

(令和 6 年(2024 年) 3 月現在)

	所属
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部障がい福祉課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部防災安全課長
委員	企画政策部企画課長
委員	市民部市民課長
委員	健康福祉部社会福祉課長
委員	健康福祉部こども家庭課長
委員	健康福祉部保育課長
委員	健康福祉部介護福祉課長
委員	健康福祉部健康づくり課長
委員	建設経済部都市政策課長
委員	建設経済部建設課長
委員	建設経済部商工観光課長
委員	教育部学校教育課長
委員	教育部生涯学習課長

5. 計画策定の経過

日付	実施内容
令和5年(2023年)4月18日	第1回いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会 (書面開催) ・いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会の委員の委嘱について
令和5年(2023年)5月17日	第1回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告等について
令和5年(2023年)5月24日	庁議 ・いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の策定について
令和5年(2023年)5月29日	「いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)策定業務」提案採用者決定
令和5年(2023年)5月30日	全員協議会 ・策定方針、スケジュールの報告
令和5年(2023年)6月20日	「いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)策定業務」契約締結 (委託先: 株式会社ぎょうせい)
令和5年(2023年)7月19日	第2回富津市障害者総合支援協議会 第2回いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会 (何れも書面開催) ・いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の策定に伴うアンケート調査内容について
令和5年(2023年)8月4日 ～8月27日	いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の策定に係るアンケート調査実施
令和5年(2023年)9月26日 ～10月13日	いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の策定に係る事業所アンケート調査実施
令和5年(2023年)11月16日	第3回いきいきふつつ障がい者プラン検討委員会 ・いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)策定に伴うアンケート調査結果報告について ・いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の素案の説明及び検討について

日付	実施内容
令和 5 年(2023 年)11 月 22 日	第 3 回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふつ障がい者プラン第 7 期障害福祉計画(第 3 期障害児福祉計画)策定に伴うアンケート調査結果報告について ・いきいきふつ障がい者プラン第 7 期障害福祉計画(第 3 期障害児福祉計画)の素案の説明及び検討について

6. 用語解説

<ア行>

○アウトカム

取り組みの成果、あるいは効果のこと。政策評価の分野では、ある施策に取り組むことにより、どのような結果が生み出されたか（アウトプット）だけではなく、更にその結果が社会にどのような影響・効果を及ぼしたのか（アウトカム）を評価することが重要との考え方に基づき、アウトカムが注目されるようになった。

○アウトリーチ

直接の意味は、手を伸ばすこと。福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に對し、行政や支援機関などが積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、支援に繋げる取り組み。

○アスペルガー症候群

広汎性発達障がいの一つで、知的障がいはないが、対人関係を築くことやコミュニケーションを図ること、創造力や創造性に困難が生じるなどの症状のある障がい。

○医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用したんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

○インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み（「障害者の権利に関する条約」第24条）。

<カ行>

○基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担う、地域の相談支援の拠点。

○言語聴覚士

上手く話せない、音や声が聞こえない、食べるとむせてしまう等の問題を抱えている人を対象に、訓練を通して自分らしい生活が送れるよう支援する専門職。

○広汎性発達障がい

人とのコミュニケーションや人間関係をつくること等の特徴がある発達障がい。自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がいの総称。

<サ行>

○児童発達支援事業所

障がいのある児童を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設。

○自閉症

中枢神経系の機能異常による発達障がいの一種で、他人との関わりや、コミュニケーションの障がい、特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。

○社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの（利用しにくい施設や設備、制度等）。

○重症心身障害

重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がい。

○重層的支援体制

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制。

○障害者基本計画

障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、国が講ずべき障害者施策の基本の方針について内閣府で定めるもの。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化などあらゆる活動への参加の促進を目的として、日本の社会福祉における障がいのある人の定義や、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等の

ための事業・サービスの基礎的共通項目を定めた法律。この法律で精神障がいのある人も障がいのある人に位置づけられた。

<タ行>

○第6次産業化

農林漁業者が、農林畜産物・水産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも取り組み、それによって生産物の価値を高め、農林水産業の活性化を図ること。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。少子超高齢社会を見据え、どのような社会を構築していくのかを政府が示したビジョン。

○地域包括ケアシステム

制度の持続可能性を維持しながら、誰もが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。介護・高齢者福祉分野での取り組みにおいて提唱されたものが、福祉の各分野に取り入れられている。

○チャレンジドオフィス

就労に課題があり、すぐには民間企業等での就職が難しい人を対象に、訓練ではなく職場での実践という環境で、行政機関が一定期間雇用し、日々の業務を通じて就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする取り組み。

○特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけではなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

<ナ行>

○内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸などの機能障がいや、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいにより、日常生活が著しく制限を受けるもの。

○農福連携事業

障がいのある人等が農業分野で働くことを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。農福連携に取り組むことで、障がいのある人等の就労先や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手確保の方策としてもその成果が期待されている。

○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず、普通の人と同じように受け入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいけるようにしようという考え方。

<ハ行>

○発達障がい

乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難等が生じる心身の障がい。代表的なものとしては広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群など）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、学習障がい（LD）等がある。

○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した設計。また、障がいのある人に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。

○ピアサポート

同じような立場の人によるサポートの意。障がい福祉分野では、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人を支え合う取り組みを指す。

○福祉型障害児入所施設

障がいのある児童に入所を通じて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、児童福祉法に基づく福祉サービス「障害児入所支援」の一つ。

○富津市人口ビジョン 2040

本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識を市民と共有し、目指すべき将

来の方向を示したもの。

○富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口の現状分析や人口の将来展望を示す「富津市人口ビジョン 2040」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第 10 条第 1 項により、市民が幸せを感じられるまちを実現するため、市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、基本的な施策の方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるもの。

○富津市みらい構想

市が目指す 10 年後の将来像を市民にわかりやすく示すとともに共有し、その実現に向けて市民とともに施策を実行するため、市が目指す将来像とともに、その実現に向けて取り組む施策テーマ、基本方針、重点施策を定めるもの。

○プラットフォーム

ひきこもり対策においては、市町村におけるひきこもりの早期発見や支援につなげるための拠点（居場所、相談窓口）を指す。

○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

発達障がい等をもつ子どもの子育てに取り組む親が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのトレーニング・プログラム。

○ペアレントメンター

自らが発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりするといった共感的な支援を行っている。

○ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人又は活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性などを原則としている。

<マ行>

○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関。報酬を目的としない名誉職で、市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねて

いる。

<ヤ行>

○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの人が利用できるようデザインすること。

○要約筆記

聴覚障がいのある人に対して、人が話している内容をその場で要約し、ノート、スクリーン、パソコン等で情報を伝える方法。

<ラ行>

○療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取り組み。

○療育手帳

各種支援を受けやすくするために、こども家庭相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。

・最重度：Ⓐの1、Ⓐの2、Ⓐ

・重度：Aの1、Aの2

・中度：Bの1

・軽度：Bの2

○臨床心理士

臨床心理学など心理学の知識や諸技法を生かして、専門的に援助する人。

○レスパイト

「小休止」、「息抜き」、「休息」を意味する言葉。福祉分野では、在宅介護生活を維持するため、支援者が被支援者を一時的にショートステイ等に預けることにより、介護を休み、支援者がリフレッシュすることの意で使われる。

○老障介護

高齢の親が障がいのある子どもの介護を行うこと。高齢化する親にとっては子どもの介護が大きな負担となりつつあることの警鐘を鳴らす意で使われ始めた。

いきいきふつつ障がい者プラン

第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)

【令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)】

令和5年(2023年) 月

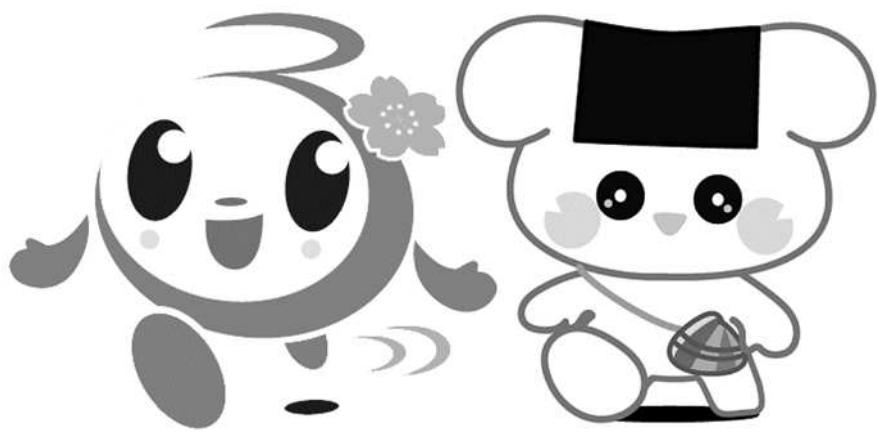
発行 千葉県富津市

健康福祉部障がい福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL (0439) 80-1260

FAX (0439) 80-1355



富津市おもてなしキャラクター
ふっくん

富津市障害者総合支援協議会キャラクター
のりちゃん